

環境社会配慮助言委員会

第95回 全体会合

日時 2018年10月5日（金） 14:00～17:16

場所 JICA本部 113会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
久保田 利恵子	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 高度技能専門員
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステイナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮審査役
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
福嶋 慶三	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 営業企画課 課長 （元環境省 大臣官房総務課 政策評価室・政策調整室（併任） 総合環境政策局 環境影響評価課 総括補佐）
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
吉川 正紀	中東・欧州部 中東第二課 課長

渡邊	紗良	中東・欧州部	中東第二課	
金田	雅之	アフリカ部	アフリカ第四課	課長
川田	悠太郎	アフリカ部	アフリカ第四課	
和田	桃子	アフリカ部	アフリカ第四課	
竹田	幸子	東南アジア・大洋州部	東南アジア第五課	課長
井上	数馬	東南アジア・大洋州部	東南アジア第五課	
古賀	藍	審査部	審査課兼監理課	
大野	翔太郎	東・中央アジア部	中央アジア・コーカサス課	
高橋	暁人	南アジア部	南アジア第四課	課長
浅野	倫矢	南アジア部	南アジア第四課	

午後2時00分開会

○村瀬 時間になりましたので、第95回環境社会配慮助言委員会全体会合を始めさせていただきます。

毎回同じご案内で恐縮ですけれども、マイクの注意点をお知らせいたします。逐語の議事録を作成しておりますので、発言される場合にはマイクを活用して発言をお願いいたします。また発言の際にはマイクをオン、それから終わった後にオフということでご協力お願いいたします。本日、マイクは3、4人に1本程度でのご用意となりますので、適宜ご発言いただく方にマイクを回していただきますよう、お願いいたします。

それからもう一つ、今回オブザーバー参加ということで東電設計株式会社の赤嶺様、日本エヌ・ユー・エス株式会社の深澤様、2名のご出席があると伺っております。

事務局からは以上となります。

それでは、原嶋委員長、よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは定刻の時間を過ぎましたので、第95回の全体会合を開催させていただきます。

お手元のスケジュールどおりで、まず冒頭にスケジュールの確認をするということによろしいでしょうか。

○村瀬 それでは、事務局からスケジュールの確認をさせていただきます。

議事次第の次のページの助言委員会日程表をごらんください。10月、11月分は事務局から既に委員の皆様方に確認させていただいております、確認できているところには出席確認済みということで丸をつけております。

10月、11月は既にご出席確認済みで、12月は事務局で機械的に割り振らせていただきました。ご出席確認済みのところでご都合が変わった方、また、12月の割り振り案についてご都合が悪い方はこの場でお伝えいただければと思います。

○木口委員 木口です。申し訳ありません、21日、出席できないので、他の日か、もしくは1月に割り振っていただければと思うんですが。12月21日です。

○村瀬 12月21日ですね、一旦ここはご欠席ということで承りました。例えば他の少し前のところでもしご出席できるのであればあわせて伺います。

○木口委員 12月3日とか14日は大丈夫なんです、人数がそろっていらっしやったので。

○村瀬 わかりました。では一旦、21日はご欠席ということで承りました。

○久保田委員 12月21日出席できますので、よろしければ14日を木口さんと交代していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○村瀬 ありがとうございます。では、久保田委員は木口委員と交代ということで承りました。

○山崎委員 12月10日の分なんですけれども、ちょうどこの日にスケジュールがあっ

てちょっと参加できないということなので、翌週以降であれば参加できますということで、お願いできればと思います。

○村瀬 山崎委員、10日ご欠席ということで承りました。

米田副委員長、お願いします。

○米田副委員長 米田です。12月3日は出席できません。12月中ですと17日しか出席できる日がないんですけれども。

○村瀬 承知いたしました。そうしましたら、とりあえず17日に変更させていただいてもよろしいですか。

○米田副委員長 17日ですね。

○村瀬 わかりました、では、17日に変更ということで承りました。

織田委員。

○織田委員 織田ですけれども、17日は都合が悪いので、もし米田先生の3日と交換できればありがたいんですが。

○村瀬 承知しました。では交代ということで承りました。

他はよろしいですか。

○石田委員 石田ですけれども、10月26日、参加できなくなったので、そこは消していただけますか。予定が入ってしまいました。

○村瀬 10月26日ですね。

○石田委員 委員会が開催される日です。

○村瀬 10月26日は既に議題が入っており、ご担当の委員が3人になりますので、どなたかご参加いただけると助かります。

○谷本委員 10月26日入ります。

○村瀬 10月26日、谷本委員、お願いいたします。

他はどうでしょうか。

それでは、また事務局からメールで随時調整させていただきます。

スケジュール確認は以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、スケジュールの確認を終えまして、その後幾つかございます。ご担当者の時間の都合で若干不規則な組み合わせになっておりますけれども、助言文の確定が2件ございますので、まず1つ目がイラン国の発電所事業ということでございまして、作本先生に主査をお願いしておりますので、ご説明をお願いします。

○作本委員 助言案文のご紹介をさせていただきます。

イラン、シャヒード・ラジャーイー発電所というところのDFRに当たるものであります。DFRの協力準備調査ということであります。

ワーキンググループの参加者は、谷本さん、日比委員、作本で、石田さんはメール参加という形で、積極的に加わっていただきました。

全体でのワーキンググループでの質問数及びコメント数は72件ありました。今日お

配りしている助言案文で、これを5つにまとめ上げたということでもあります。あと論点は、事務局の原案をベースに議論してもらいました。

この事業、皆様方記憶されているかもしれませんが、あるいは昨年スコーピングもされていますので、ちょっとご紹介させていただきますけれども、テヘラン市から125km北西に、347MW、3基のコンバインドサイクルというものをつくろうと、発電所をつくろうという、これはイラン政府からの要請であります。天然ガスを使うということで、石炭その他ではありませんので、若干喜ばしい事業であるかと思います。

ただし、同じ敷地内に既に250MWの発電所が4基あると。同じ施設の中にまた新しい発電所をつくると、そういう事業であります。しかも過去に既にある施設というのはイランで3番目の既設大型施設であるということが言われております。

イラン政府は、旧発電所をどうするのかという、そういう議論もありますけれども、これは蒸気発電によるものですね、2020年までに新規のコンバインド、あるいは水力ダム、あるいは風力、こういうものに徐々に切りかえて、国全体のリハビリ、あるいはリプレイス等を行っていきたいという意向のもとで、この本案件を検討させていただくことになりました。

ちょっと助言案文に入る前に簡単に紹介させていただきますと、一つは今ご紹介したとおり、同じ、旧施設と同じ敷地内にあるということでありまして、住民移転あるいは土地収用は生じないと。あと現状で古い施設といっても、もう既に排出基準値を満たしている状態であると。古い施設でもかなり精度は確保されているという状態にある。

周辺の集落までは1,500mということで、ちょうど微妙な距離でもありますけれども、風向き、その他から見ても影響は考えられない。あるいは自然生態系も農地への影響というものも考えられない。あるいは国を越えた越境汚染、そういうものも考えられないという前提で動いております。

今度の新しい施設でありますけれども、各種のコンバインドサイクルということで新技術を取り入れようということでもあります。

先ほど申し上げたとおり、古い施設は既に排出基準値等をほぼ満たしているという状態にありまして、適合済みであるから、そちらから要請があった場合にはリハビリとかリプレイスでイラン政府から、当局から希望があったような場合には、これを検討してできるだけの協力を行うという考え方になっています。それも助言というか論点の中に入れてあります。

ワーキンググループのほうでは、やはり廃棄物の問題、あるいは水の問題、そういう幾つか気になるところがありますので、確認した上で、助言案文に必ずしもあらわれておりませんが、ちょっと皆さん方、気にされると思うので紹介させていただきます。

廃棄物の処理、これは古い発電所でも施設内に一定の処理を施した上で埋めておりました。そういうことで今回も、今後の廃棄物はさほど出ないかと思っておりますけれども、

それについても処理を前提として、敷地内に埋め立てるということです。取水、水をくみ上げるということで、地下水のくみ上げがあります。地下水をくみ上げた場合には、日本でもよく地盤沈下、その他、土壤汚染ということが考えられるわけでありま
すけれども、今のところは、現在の段階ではこういう現象は見られていないと。特に
ステークホルダーの中でもこういう意見は出ていないということで、ただ、今後モニ
タリングとして続けていただくということは受け入れております。

今度は入るだけじゃなくて、出ていくほうの水、排水処理ですね。使った後の排水
処理。これは農業灌漑用水に使うと。ただ、水の質はどうなんですかと聞くと、ここ
には汚染物質等は混入していないというようなことを確認していただいております。
ただ、こういう施設自体で若干の油分だとか潤滑油、こういうものを使うわけですか
ら、そこからの汚染水等が出てくるかもしれないけれども、これは処理する予定であ
ると。あと、住民ごみについてはリサイクルをかけると。労働者も500人から1,500人
いるけれども、児童労働禁止はきちんと守るということが出ております。

ジェンダーについては、後で助言の中に含めさせてもらっていますけれども、女性
参加も、イランはかなり厳しいということで最近テレビ報道等もあったんであります
けれども、結構、現地でのステークホルダーミーティングには女性も参加されて、一
緒に対話されていると、そういうようなことをご紹介していただきました。

温排水の問題があるんですが、これはクーリングといって自然工法を採用するとい
うことです。騒音、振動もありますが基準内ということを一応確認した上で、助言を5
点まとめました。

申し訳ありません、長くて。5点助言がありまして、一番最初のは先ほど申し上げた
とおり、古い施設、こちらから出てくるところはもう既にイラン国の排出基準値を満
たしてはいるけれども、さらにこれをリハビリなしリプレースしたいという注文があ
った場合、要請があった場合にはJICAさんとしては、これは検討すると、やぶさか
ではないということをいただいておりますから、これは確認する意味で1番としておりま
す。

2番目ですが、これも全体の中に入れておりますけれども、ガス燃焼において、電力
開発事業から生じるところの温室効果ガス、発電所ですからやはり温室効果がどうな
のかということが大きな議論になりまして、放出予測を行い、気候変動枠組み条約に
おけるところのINDCとの関係性についてFRに記述するということになりました。

INDCについて、皆さん方ご存じだと思うんですが、UNFCCC、いわゆる気候温暖
化枠組み条約のもとで4%までは温暖化を進められない。ですから、2%程度で抑えた
いということで、世界全体で2%、これを各国でどうやって実現できるのか、努力目標
を各国に対してプレッジさせる形です。このINDCについて自国でできるぞという、や
りたいぞという貢献案、努力目標を、その関係性について、ここでFRに記述するとい
うことです。これは全体事項であります。

次に似たような温室効果ガスで、国内での配慮に関してということでの3番であります。気候変動の影響について、温室効果ガスの排出量と、その削減効果を分けてFRに記述してくださいと、評価も含めてですね。そういうようなことがあります。

4番目、発電に当たって、冬の場合は軽油が使われると。軽油の場合にはNOx、SOxと書いてありますけれども、こういうような排出も伴うことがあると。全体の量からしたら少ないかと思うんですが、それに対する対策もということが4番目であります。

5番目、先ほどステークホルダーのご紹介をちょっといたしましたけれども、女性からの意見をFRに記述することと、アンケートですね。そういうようなことを協議内容に加えてくださいと。イランの場合はかなりジェンダーの課題があるかと思います。

後で皆さんのご議論をいただきたいんですが、2番と3番については、この助言案を提出する直前までメールでのやりとりが行われておりまして、今日は本当は日比さんに参加していただけるとありがたかったんですが、山の奥地に行っているという様子ですので参加できない。2番目と3番目の構成であります。

2番目は国際的な視点であるINDCにどうやって取り入れるのかどうか。というのは、これから皆さん方や今回担当している発電所関係において同じようなルール、考え方を持ち込むのかどうかという一つの判断を求められているのが2番目であります。

3番目は国内的な環境配慮でありますから、これはケース・バイ・ケースということになるかと思います。

次の右半分はもう既に申し上げましたけれども、古い施設が同じ敷地内にあるということで、そちらのリハビリを申し入れられた場合にはJICAさんどうするのかということで、ここに論点として上げました。JICAの立場としては、先方政府から要請があったような場合には既設発電設備のリハビリ、さらに環境配慮の機器の採用等を検討するという説明がなされておりまして、これは事業の範囲内の仕事ではないかもしれないけれども、やはり長期的な影響、二次的な影響を考えるとともっともかと思ひまして。

ただ、先ほど2番と3番の関連については、メール審議の中でさらに議論が、提出の直前までずっと続けていた課題でもありますので、ぜひ皆さんからのご意見をむしろいただきまして、もう一回再確認を願えればと思います。

イラン国全体の総排出量のもとでINDCを考えるということです。やはり国際社会、国際動向、あるいは国連に対して自国が宣言したところの目標達成値、努力目標値ですけれども、それをどこまでこれを、例えばイラン国の、要はエネルギー政策の一部として見るのか、あるいは努力目標だから、外部としてのJICAというか我々も口を出すほどのものじゃない、必要ないんじゃないかという考え方は当然成り立つわけあります。

これを自国が国連に出したからということで、エネルギー政策の一環であると、国内の最高レベルのエネルギー政策と同じように考えれば、それをJICAとしても脇から

支援して、サポートして、何も押しつけるつもりじゃないんだけど、支援する立場にあるのが我々の援助事業になるんじゃないかという、一つの帰結、流れが変わってくるわけであります。

そう考えなければ、今ここに書いてあるように、今の助言は、それを単なる関連性を書き込めばいいと。INDCという新しい動きが国際社会に出ているから、国連で出ているから、それに対する考え方をここで整理して紹介すればいい。イラン全体のCO₂の排出量を勘案するまでは、どうする、どういう方向にということまでには一緒に議論する必要までもないんじゃないかという意味合いが、ニュアンスが生まれてくるというのが今の助言案文になります。

今の2つの考え方を対比していただいて、今後ともこういう発電事業が出てきたときに、我々助言委員としては一つの考え方を今提示しているわけですがけれども、どのような立場で、考え方で、シナリオでいくのかということを皆さんにご意見を伺って、一緒に討議できればということをお願いしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 今ご説明があったことにつきまして、他のワーキンググループのメンバーの方から補足があれば。あとそれ以外の方、全般からご意見、ご発言がありましたら、よろしくお願いします。

○石田委員 補足ですけれども、2番は私と日比委員が作成した形になっていて、一つ懸念するところは、イラン国がエネルギーミックス、いろいろなものを使いながら電力開発していくという形ではなくて、産油国でもあり、化石燃料をたくさん持っている国なので、その長所、有利な点を生かして電力開発を行いたいと。しかも急激に需要が伸びているので電力開発は行わなきゃいけないわけです。それを燃焼系でやりたいと。燃焼させると明らかにCO₂というか、温室効果ガスが出ますので、かなりの量に実は計算すれば上がると思うんです。

だから、まずそれをして、その上で、INDCで約束したいと思っている、国際的にこうやりたいと宣言することに対して、どういうふうにして国全体として取り組んでいくのかというところを、やはり助言として入れておいたほうがいいのではないかなというところが元々の発想です。

今までの電力系の事業の助言案でも、これからのその国のエネルギーミックスの政策及び電力需要増加に対して気候変動との適切な抑制策の絡みについての助言は幾つか助言の中に、他の事業でも見られていますので、そういうことを含んでおいたほうが恐らく世界の趨勢をにらみつつ、それでもやはり自国にたくさんある燃料を使いながら電力を開発していくんだという、両立させるというか、バランスさせるというか、両方にらんだことのきちんとした説明ができるのではないかなというふうに、もともと私はそういうふうを考えました。

以上です。

○作本委員 今ここにあるのが、イラン政府からUNFCCC、気候温暖化枠組み会議に出された資料、国連の、自国のプレッジになるわけです。内容としては、ビジネス部門から4%のCO₂削減を2030年には達成すると。それ以外に、こういう公害防止とか何かに投資あるいは技術の支援が、海外からということでしょうけれども、得られた場合には、さらに8%足して、2030年段階で12%まで削減したいという努力目標がこの文章であります。これはさっき言ったとおり、多くの国からも提出されており、日本の場合には経産省からこれが提出されています。ただ、あくまでも自主目標であり、努力目標的であり、達成できるかどうかというところまでJICAさんが踏み切るのかどうか、踏み込んで何か発言をするようなことをするのかどうかというところが今ここでの論点になるのではないかと思います。

○源氏田委員 今のINDCについてですが、先ほど、作本委員のほうから産業部門での排出削減の話が出たのですが、具体的にエネルギーミックスについて、例えば石炭、あるいは火力、再生可能エネルギーとか、そういう内訳みたいな目標はINDCでは出ているのでしょうか。

○作本委員 どうもありがとうございます。そこまでは今のINDCというか、国連のレベルでは落としておりません。ただ、全体で2%を達成するためには、おたくの国では何ができますかという形での問いかけなんですね。ですから、何と何のエネルギーをミックスできるということまでいっていない国もたくさんありますので、そこまで要請していないと思われます。

○源氏田委員 ありがとうございます。わかりました。

○山崎委員 ありがとうございます。私も発電の案件は銀行の中でよく見るセクターのうちの一つでございます。

このINDCというのは、おっしゃられるとおり、パリ協定が、世界約200カ国が合意し、かつ翌年発効したもの。2度目標達成のために各国が自主目標を出していると理解しています。

この国の場合は、ビジネス・アズ・ユージュアル比4%減、2030年までにということだと理解していますけれども、その達成のためのエネルギーミックスがどうなっていくかという計画がそれぞれの国である場合とない場合とあるかもしれませんが、その達成状況によっては、当然その国の中で何らかの環境基準の強化であるとか、排出基準の強化であるとか、そういった規制が新たに加わってくる可能性もあると思いますし、そもそもパリ協定では、各国の自主目標を足し合わせても2度目標に達しないという問題があると言われ、かつ自主目標も5年ごとに見直しが入っていると理解していますので、そういった意味からすると、それぞれの国において、排出量の目標に対する達成状況というのは見ていく必要があるのではないかと個人的に思っております。

特に、その国がエネルギーの2030年時点でエネルギーミックスというのを想定して

いるものがあるのであれば、それは本件がその計画の中に入っている案件なのかどうかとか、そういったものを含めて見ていく必要が本来はあるのではないかと思います。

○織田委員 織田ですけれども、今、INDCのことをおっしゃったんですが、昨年12月にウズベキスタンのナボイ火力発電所というところの助言案を作成いたしましたときもINDCに触れまして、そのときの書き方、今ちょっと探したので間違いはないと思うんですが、ウズベキスタンのエネルギー戦略とINDCやNDC、これは自国が決定するものなんですが、それを手がかりに、エネルギーミックスにおける再生可能エネルギー開発計画と天然ガス火力発電利用の位置づけを確認し、本事業がウ国のCO₂排出削減につながるものであることを明確にし、DFRに記述することという書き方にしておりましたので、ご参考までにお伝えします。

○作本委員 とても参考になる表現かと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 今までにもブータンのケースでも、助言にはならなかったですけれども、回答の段階で同じ議論がされていたケースが。ブータンの水力発電。

一つ事実関係で、INDCでいいのかNDCでいいのか。これはパリ協定締結後はNDCになる。ご専門の方がいらっしゃると思いますが、なるはずなので、それはちょっと事実確認をしていただいたほうがいいと思うんですけれども、内容的には同じものを指していますけれども。

国全体の目標に、本事業が全て左右するということではないと思いますけれども、それに関係性を言及するということで、今までの流れは、若干の表現の違いはあると思いますけれども、穏当な、妥当な表現ではないかと思います。ただ、この事業で全ての国の目標が左右されるというほどではなかなかなくて、ブータンのときもそういう議論があったんですけれども、そこまで書くと、ちょっとJICAの側もオペレーションが難しい。関係性と貢献を言及するということであれば、妥当な線といいますか、受け入れ可能な表現じゃないかというふうに感じていますけれども、ご意見がありましたら。

NDCかINDCはちょっと確認していただいたほうがいいと思います。パリ協定の締結後と締結前ですよ。

○渡邊 INDCです。

○原嶋委員長 締結していない。

○渡邊 はい。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。2番に議論が集中していますけれども、3番の点も問題提起がございましたけれども、ありましたら。

○村山委員 2番の点に触れていただくのは私もよいと思います。過去にも、タンザニアの火力でも同じような議論があったことが確認できましたので、それでいいと思うんですが、全体事項、2点とも環境面のことのように思いますので、もし修正されるようであれば、環境配慮として位置づけられたほうがいいのかなと思いました。

あと、3番との関係では、排出量と削減効果を踏まえた上での関係性を見たほうがよいような気がするので、2番と3番は順番として逆のほうがいいかもしれません。その点もご検討いただければと思います。

○石田委員 直前までメール審議でやっていた議論を一つご紹介すると、イラン国全体といった場合に、JICA事務局側から、なかなかイラン国全体のガス燃焼の、燃焼系による電力開発の温室効果ガスの放出予測というのが非常に難しい。理由は聞いていませんけれども、とにかくデータ入手が難しいということが、一つはイラン国全体にできないという理由でした。それは私も非常によくわかります。データ入手のできないものにこだわっても仕方がないと。

ただ、INDCという方向性、つまり削減枠を設けて削減するんだという努力に対して、イラン国がそういう方向に向かっていることに対して、この事業はその努力目標に沿うようなものであるということは表明しておいたほうが、協力事業として意義のあるものになるんだという趣旨でもありました。

○永井 事務局から失礼します。

INDC、NDCの件については今まで助言を何回かいただいております、NDCにおける本事業の位置づけを当局と話すと、結局NDCの計算に際して個別発電所を積み上げていないというのが事実。今まで何回かご回答させていただいておりますけれども、結局日本もそうですけれども、日本も計算する際は、発電に使ったガスの量とか石油の量とか、そういうインプットで使った量からCO₂の排出量を計算していて、正面から、この案件はその国のNDCの貢献に位置づける事業ですかと、我々も聞いたんです、NDCの当局に。やはりそういう答えを明確に持っている国は、多分日本でもそうだと思うんですけれども、今のところないですね。

なので、関係性については、この国以外でも聞くことはさせていただきます。ただ、恐らく、当局からの回答というのは、全体の中での説明にならざるを得ないところのご理解をいただければなと思ってございます。

あと、もう一点目としまして、今回の議論を通じて、当該国の発電需要の予測をして、電源ミックスをJICAの中で想定して、排出量を計算とあったんですけれども、やはり個別案件のFSの中で、国全体の需要予測及びエネルギーミックスを想定するのは結構厳しいところもあり、JICAがまたそれをするというのは、若干想定をかなりおこななくちゃいけないですし、相手国政府との関係もありますので、基本的には相手国が持っている電力マスタープランであったり、NDCを想定として、その中で本事業がどう位置づけられているか、関係性があるのかという、個別案件のFSではそういう分析になろうかと思っています。

仮に、JICAが電力マスタープラン支援、技術協力ですとなった場合には、そういう全体的な議論もあろうかというふうに考えてございます。

以上、事務局からでございます。

○作本委員 ありがとうございます。今の永井さんのお話、私どもワーキンググループで十分聞き切れていなかったという話も入っていきまして参考になりました。

マスタープランの段階であればエネルギーミックスでしたけれども、源氏田さんが言われたようなことも含めて検討する機会があると。だけど、今回は個別の事業だから、ミックスは念頭にないというか、考えられないということですね。

あと、イランの国全体の排出量ということを入れると、今計算されていないということなんですが、これはこの文言を削除して、今ここに出ているわけですが、そうすると、本当にこの国によって事情が違うということを今いろいろな委員の方から、考え方も条件も違うと、制約要因も違うということをご紹介いただいたんですが、ここでイラン国全体から出るところの総量自体も把握していないんですね、多くの国で恐らくそう。

原油をどれくらい使ったとか、そういうことから算出はできるけれども、CO₂の排出自体は計算できないんですね。

そうすると、ここに今、仮にイランからの総排出量という言葉をもし入れたとしても、絵に描いた餅になる可能性があるということなんでしょうか。

○吉川 イラン国全体についてそういう計算を精緻にして出しているということではないということがまずありまして、それを私どもで計算するのは、この事業のFSの範囲内で制約があるということは申し上げたとおりです。

○作本委員 申し訳ありません。日比委員が今日来てくれていたらありがたいなと思っていましたけれども、同じワーキンググループに属された方からもし意見があれば。各国によって事情が違うんだという前提のもとで、イランというこの表現を入れたほうがいいのかどうか、ちょっと再考を願って、もしこのままでよければ、あとはINDCかNDC、どっちの表現を使うかに。

○永井 INDCです。

○作本委員 イランから出された文書はINDCと言っていますけれども。

○原嶋委員長 それは、パリ協定を締結した後はNDCに変わるので、イランが今締結しているかどうか、ちょっとそれは私も存じ上げないんですけれども、それを確認していただければ、それで大丈夫。

○永井 パリ協定は締結していないそうです。なので、INDCという文言がよろしいかと思えます。

○原嶋委員長 現状の表現にとどめるか、もう少し深掘りした表現に変えるかということでは、現状の表現が、全体としては受け入れ可能なレベルという感じは私もしました。

一つの事業で、国全体の目標との関係というのはなかなか難しい面もあって、多分前のケースもそうだと思いますけれども、このある種妥協された表現ということで受け入れ可能ではないかという感じはしますけれども、いかがでしょうか。

○石田委員 仮に本事業ということに限定して考えた場合は、2番の文言をもう少し変えたほうが趣旨が伝わる気がする。つまり、2番で言いたいのは、単にプラスマイナスで幾ら貢献しているということを言いたいわけじゃなくて、イラン国全体で石油燃料を使いながら、今後どんどん燃焼させながら、でもINDCというような目標も立てて、削減努力もしますと。だから、2つ政策が走っているんですよね。エネルギー的には化石燃料を使いますと。地球環境的には、気候変動対策に応じて削減しますと。そのためにJICAの新しい技術を入れますというシナリオだと思うんです。

だから、削減努力をしている政策に沿った事業であるということを、どこかでちゃんと説明してほしいというのが、もう一つの大きな趣旨です。

だから、助言2を本事業でということにするのであれば、「イラン国の削減努力目標の政策に沿った形で本業は形成されている」というような、かなり内容が変わってしまうかもしれませんが、そういう趣旨に変えたほうが、どうやらないのかもしれないと、実は思っていました。

というのは、もしこのままいくと、2と3はかなり近いんですね、量と質の差はあるかもしれませんが。そうすると、本事業のままにしておくと、2はひょっとして要らないのかもしれない。でも、2はやっぱり捨てるんじゃないくて、イラン国全体が2つの政策を両立させながら走っていきたいんだということに対して、JICAもきちんと、特に削減目標に対しては、日本が得意な技術を入れて、削減目標に支援をしているんだということを明記しておいたほうがいいのではないかなという思いです。

すみません、かなり複雑になって、うまく表現はできないんですけれども、一応、思いとしてはそんなところですよ。

○作本委員 今おっしゃられた、2番目と3番目の順番にかかわってくることもなんですよ、場合によっては3番だけで足りるんじゃないかということにもなり得ますので。ただ、今ワーキンググループを私が代表できるわけでもありませんけれども、削減に協力するというか、努力を支援するということは、どうですかね、もし谷本委員がおられたら、同じワーキンググループからですが。

○谷本委員 個人的には、このままでいいと思っていますんですけれども。

○作本委員 1も含めてで、2番、3番で。はい、ありがとうございます。

石田委員はいかがですか。

○石田委員 背景的な考え方を述べさせていただきましたので、助言としてこのほうがより現実的だということであれば、私は特に反対はありません。

ただ、やはり思うのは、削減に向けての努力をするための発電所建設でもあるということは、どこか助言で入れたかったなという気持ちはあります。

○吉川 ご主旨は理解しましたので、報告書の本事業とINDCとの関係性を書くところで、おっしゃられていることを踏まえた記載をするということで対応できると思いま

す。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 それでは、全体としては、表現はこういう形ですということ、場所の問題ですけども、1番を全体事項に入れたのは、本事業とは外れているということが一つの理由ですよね。2番目を全体事項に入れたのは、事業そのものというよりは、国際的なコントリビューションにどう関係しているかということを書いているので、事業そのものの環境配慮ではないので、環境配慮のところに入れていないという理由ですよね。

場所についても、環境のほうに入れるということは、若干可能性はありますけれども、今の理由で1、2、3、基本的には現状のままということではいかがでしょうか。

○作本委員 原嶋委員長から今ご紹介ありましたように、2番目と3番目のあれは、この全体と個別に分けたり、背景と考えられたらまさにそういう問題がありますので、村山委員から今ご意見はありましたけれども、そうすると2番と3番を束ねていいんじゃないかという結論にもなるかと思います。

今日は日比委員が見えられていないので、私、独断というわけにもいきませんけれども、考え方としては、全体に及ぶもの、あるいは国際的な視野を持ったものが2番であって、3番目は個別の事業における配慮というふうに今ご説明いただいたとおり、ご理解いただければありがたいと思います。

あと、このNDCについては、今いろいろ意見があるかと思います。いろんな事例がもう積み重ねられてきていますので、今後ともそういう考え方、あるいは制約要因等を見ながら、何かしら将来に向けてという一つの布石になれば、我々のワーキンググループも喜んでくれるんじゃないかと思います。

以上です。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

○石田委員 ということであれば、2番は全体事項に置いておくのが、よりふさわしいんじゃないでしょうか。やはり国政的なところをにらんでということなので、本事業の中での、国内だけでの環境配慮ではないので、国際的な趨勢をにらんでということなので、やはり2は全体事項かなという気はします。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

大変有意義な議論を展開していただきまして。最終的にはこの案文で確定させていただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

続きまして、環境レビューの結果報告ということで、カメルーン国のヤウンデ-ブラザビル国際回廊整備事業ということでございます。

準備ができましたら、よろしくお願いします。

○金田 アフリカ部アフリカ四課の課長をしております金田と申します。よろしくお願ひいたします。

本件、カメルーン共和国におけるヤウンデ-ブラザビル国際回廊整備事業（ミントム-レレ間）というものになります。

これまでの経緯を、若干ご説明さしあげたいと思います。

ちょっと古くなりますけれども、2015年12月にこちらの助言委員会の全体会合で審査前にお諮りさせていただいて、助言をいただいたうえで、審査を実施いたしました。

通常であれば、その後すぐに、また助言委員会のほうにレビュー段階のご報告ということになりますが、本件、もともとカメルーンとコンゴ共和国の両国の2区間にまたがる道路の整備という予定でしたが、コンゴ共和国側の部分が、ユーロ債の支払い不履行ですとか、それから一部アフリカ開発銀行との協調融資予定が、単独での融資とするという話などがありまして、これが確定しなかったため、状況を待っていたところでした。

一方で、コンゴ共和国のほうからは正式な通知、つまり、もうアフリカ開発銀行のほうの単独融資でやってもらうので、日本側の支援、融資は必要ないというような正式な通知を出してもらいたいということで申し入れをしておりましたが、それがないままに現在に至っているという状況でございます。

一方で、カメルーン側については準備が進んでおりましたので、カメルーン側の工事のめどがもう立ったことを受けまして、今回はカメルーン側の事業の部分のみをご報告させていただくということにさせていただいた次第でございます。

ちょっと長くなりましたが、次に事業の概要を簡単にご説明申し上げます。

今申し上げたように、アフリカ開発銀行の事業全体のフェーズ2の一部として、カメルーン共和国の中のミントム-レレ間という約67kmほどの区間の未舗装道路の整備と、一部片側1車線の拡幅を行うという事業になっております。

こちらの土木工事の部分を円借款にて、およそ58億9,400万円で支援するというものになっております。

コンゴ共和国のスアンケ-センベ間、80kmという部分が、もともと合わせて日本の支援で行うということで、先般の委員会の中ではご報告、ご相談させていただいたものになりますが、今回はこのミントム-レレ間の部分についてのみご報告申し上げます。

アフリカ開発銀行全体の事業のフェーズ1は既に完工しておりますので、フェーズ2を着々と実施していくという段階にありまして、この第1区間というミントム-レレ間が今回の事業対象地域になります。

助言委員会でいただきましたコメントを踏まえて、審査結果についてご報告させていただきたいと思います。

本件については、ガイドラインに則りまして「影響を及ぼしやすい特性に該当す

る」というということで、カテゴリA案件となっております。

この事業に関する環境社会影響評価の報告書については、2014年8月に既にカメルーン国の環境自然保護省により承認済みでございます。

こちらのDD並びに評価報告書の作成自体は、アフリカ開発銀行が第1フェーズの段階と一緒に2009年に実施したものとなっております。

汚染対策についてですけれども、工事中の大気汚染、水質、騒音、振動等については、コントラクターによって同国の国内の排出基準や環境基準を満たすように、散水、土壌流出対策、運搬車の速度制限等の対策がとられるということを確認いたしました。

供用後についても、騒音と振動対策については、実施機関によって速度制限の設定の対策がとられるということを確認しております。

自然環境面についてですけれども、約15kmほど離れた地点に2つの国立公園がありますが、移行帯^{（注）}というのは存在していませんので、事業地における開発は許可されているという状況でございます。

また、この事業で対象としている地域において、象やチンパンジーなどの希少種を含めた動物の移動回廊というものは存在しておりません。

したがって、道路の拡張や線形の見直しによる道路の新設に伴って、この対象地域において約180haほどの森林伐採が発生しますけれども、これについては、大木の伐採を避けるというような影響の最小化とともに、供用後の植林が実施される予定になっております。

それから、社会環境面についてですけれども、27haあまりの用地取得と、600人あまりの非自発的住民移転が発生する見込みとなっております。こちらについても、カメルーン国の国内法及び住民移転計画に沿って手続きが進められることになっていることを確認しております。

住民移転に関する協議においては、被影響住民から本件に関する特段の反対意見等は出ておりません。

それから、最後にその他、モニタリングということですが、工事中の大気質、水質、それから騒音、振動、生態系及び住民移転の進捗補償の支払い状況については、コントラクターと実施機関が、供用後については生態系、住民移転による生活への影響等について、実施機関が中心となってモニタリングを実施するということになっております。

それから、1枚紙で環境レビュー段階での助言に対する対応結果ということでお配りさせていただいている点についても、お手元にもあるかと思いますので、簡単に要点だけご説明させていただきますと、1つ目が、生物多様性保全コンポーネントとコミュニティ開発支援のコンポーネントについて、受益者のニーズにきちっと即していること。それが受益者にきちっと裨益する形になるということを確認するようにというご助言をいただいております。また、必要に応じてアフリカ開発銀行や政府とのか

かわり、それから対策の必要性も検討することといただいております。

前者のコミュニティー開発コンポーネントにつきましては、中央公共事業省、「公共事業省」と呼んでいますけれども、主導のもと、地方政府を通じて要望調査を行って、その結果、社会インフラ整備の改修と女性団体活動支援、そして先住民活動の支援という3つが選定されております。

こちらを受けて、アフリカ開発銀行は、先方政府、カメルーン政府とともに3つの活動を決定することになっております。これを通じて都市間移動の費用の軽減ですとか、物流促進に伴う収入の向上、さらには保健センターや学校施設等へのアクセスの改善が見込まれると想定されております。

それから、住民の収入改善を通じて、地域住民による野生動物の密猟や不法取得が減少するということも期待されております。

生物多様性保全のコンポーネントにつきましては、カメルーン国の法律上、施工業者に義務づけられている伐採後の植林活動について、公共事業省が環境・森林モニタリング等の実施を通じて、法律の遵守状況を確認することになっております。

2つ目の助言についてですけれども、これらコンポーネントを実施する実施機関の実施能力が十分にあるかということでした。

両コンポーネントともに、実施機関は公共事業省になります。公共事業省の中には総括担当を配置しております、土木技師、それから環境専門家の2人の管理のもとに、複数の案件管理を実施する体制になっていることを確認しております。

生物多様性のコンポーネントについては、森林動物省と環境省などによって構成される省庁間の調整委員会というのがございまして、こちらが必要によって、公共事業省による実施に対して直接の介入、助言を行うということになっております。

また、関連する課題に対しては、専門的見地から支援可能な体制になっているという状況にございます。

こちらの観点からも、公共事業省は十分にこれを実施する能力がある、備えているということを確認しております。

3つ目の密猟増加の懸念、それから4つ目の工事中及び供用後の狩猟への影響を確認するというご提言についてですけれども、将来的な道路整備に伴って、国境付近を通過する人・モノの移動が増えるということが想定されておりますので、密猟の件数も増加するという懸念、可能性がございます。

これに対して森林・動物省が密猟の取り締まりを実施しておりますけれども、こちらの省庁が本事業によって道路が整備されることにより、監視チェックポイントへの人員派遣が容易になるということになりますので、状況に応じて取り締まりの強化を行うということが予定されております。

それから、工事中につきましては、工事車両の動物との接触事故などが増えないように、工事車両の速度制限が行われる予定ということに加えて、工事作業員が増

えることによって密猟が増えるということを禁じる、密猟の実施を禁じるということ、加えてエコガードの活動として、サイト周辺で検問を張って、通過する車両の取り締まりを行うことが確認されております。加えまして、コンゴ共和国との国境付近では、特に国境警備隊による取り調べ強化が行われる予定になっております。

供用後ですけれども、森林・動物省の主導のもとで、このエコガードの活動を強化して密猟防止に努めることを通じて、先住民族の狩猟への負の影響を抑えるという予定になっております。

最後に、苦情受付窓口に容易にアクセスできることを確認するという助言をいただいております。こちらについては、各村の村長を一次窓口として設定しております。村人が容易にアクセスできる体制をこれによって確保しているということになります。

それから、先住民族であるピグミーの村もございますので、そちらの村長もピグミーの中から選出されるということで、ピグミー、先住民族のご意見もきちっと伝わりやすい環境ということになっていることを確認しております。

また、現時点で、本事業に係る苦情等は寄せられていないということを確認しております。

簡単ですが、以上ご説明とさせていただきます。

○原嶋委員長 それでは、今のご説明に対して、何かご質問や確認事項ありましたら、ご発言をお願いします。

○木口委員 確認なんですけど、先住民族、ピグミーという記載が幾つか出てくるんですけども、ピグミーという言い方は、いわゆる民族名ではないのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○金田 大分前になりますけれども、前回の本件に関する助言委員会の際と同様、便宜上、先住民族の総称として使わせていただいております。ご指摘のとおりでございます。その中に各種民族がございます。失礼いたしました。

○木口委員 わかりました。

○原嶋委員長 1点教えていただきたいんですが、この地域はワシントン条約などでリストアップされている動植物が生息している地域と理解してよろしいのでしょうか。

○金田 この地域が、森林のエリアは非常に希少動物のいるエリアと認識しております。すみません、ワシントン条約の細かな動物のリストまで把握していないのですが、基本的にはそういった希少な動物も生息しているエリアだと認識しております。

他方で、この事業による直接的な影響はないという確認をしているところになります。

○鈴木委員 この道路の延長は何キロでしたっけ。180haの森林が切られると説明されましたけれども、幅は何メートルの道路をつくるんですか。

○金田 この事業の対象地域は、全長が67kmになっておりまして、片側1車線で、今

も未舗装道路がございますので、基本的には、その一部に幅が狭いエリアがございますので、その拡幅は行いますけれども、それに伴って、先ほど申し上げた広さ程度の森林伐採ということが必要になるという事業になっております。

○鈴木委員 さっきの希少動植物がどれだけあるかわからなくて、それへの影響はないというのは、なかなか議論としては面白いというふうに感じますけれども、ちゃんとバックデータをそろえて説明されて、どこかを見てくれというふうにされたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○金田 申し訳ございません、私自身がワシントン条約のことを詳しく承知していないということで申し上げたのですけれども、基本的に象などの希少動物に関しては、その移動経路にこの道路の事業範囲が当たらないということを確認しているということでございます。

○作本委員 前に森委員がいたときに議論したことがあるんですけれども、この道路の速度制限なんですけど、インドネシアでもポリシ・ティドゥール(道路に横たえた警官の意味)といって、道路に段々をつけることによって、車に物理的にスピードを落とさせるというお金もかからないやり方があります。看板みたいなものをつくって動物の絵を描いてとか、あるいは警察で取り締まるといっても難しいことでしょうから、お金もかからないことですので、道でがたがたとくるような、速度を落とすような手段を適用するようなことも考えていただければ、この速度制限の実質エンフォースメントに役立つんじゃないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

○金田 ありがとうございます。

○米田副委員長 この事業の内容を、もうかなり忘れてしまったんですが、当初予定していた事業のごく一部というか、半分ぐらいを実施することになったということで、事業の目的なりが最初にあったと思うんですけれども、それに対する効果として、この半分だけでもやることに意味があるということでしょうか。

○金田 ありがとうございます。説明が十分でなかったかもしれませんが、このスアンケ-センベ間という、当初JICAの支援で実施するということを想定していた道路につきましても、いずれにしてもアフリカ開発銀行による支援、融資によって実施されることが想定されております。ただ、今現在、まだ確定的な連絡をコンゴ共和国政府からいただいていないという状況がございますので、こちらのミントム-レレ間の融資の事業実施を行うことになっております。

ジュム-ミントム間はフェーズ1の事業でして、ここはもう既に完工しております。全体として、アフリカ開発銀行でここをつなげていくという回廊整備の事業になっておりまして、その一部の部分をJICAでやる。JICAが支援しなくなった部分の整備が実施されないということではございませんで、少なくとも現時点において、JICAの支援による実施とは整理されていない、まだ状況が確定していないということでございます。

○木口委員 助言対応結果のほうの表の1番なんですが、対応結果のほうに、地域住民の方による野生生物の密猟・不法取り引きが減少することが期待されるというのがありますが、道路の状況が改善されると、どちらかというと部外者のアクセスが増えて、そちらの密猟の可能性が高まるのではないかというふうに一般的には想像するんですが、そちらに対しては何か対応をとられるのでしょうか。

○金田 ご指摘のような懸念はございまして、他方で道路が整備されると、その取り締まり自体の、省庁による活動もしやすくなるということで、チェックポイントにより多くの人を配置して取り締まりを実施するなどの対策をとる予定であることを確認しております。

○木口委員 ありがとうございます。

それから、それに関連してなんですが、道路を建設して経済状況がよくなるということで、このプロジェクトの目的と裨益する部分というのはあるんですが、野生動物の保護といいますと、また別に予算立てをして、別の道路をつくる側ではない、つくるところではない省庁や機関がかかわって、それを維持・運営していくことになると思うんですけども、他の国のケースで見ていると、最初はそう言っているのが一般的な状況として起きがちかと思うんですが、それに対しては何かご対応を検討されていますでしょうか。

○金田 ありがとうございます。2の助言対応結果のところに書かせていただいておりますけれども、既に森林・動物省ですとか、それから環境・自然保護・持続的開発省というような省庁、それ以外も含まれますが、それらにより構成される省庁間の調整委員会というのがございまして、この委員会が、この公共事業省に対しても、この実施に対しても直接の介入、作業の支援や助言等を行うことができるという体制が既にございますので、それによって防止をすることができると認識しております。

○木口委員 ありがとうございます。

○鈴木委員 先ほどおっしゃられたように、道路ができると、それによって密猟者が入ってくるというのは、もうどこでも起きていることなんです。だから、道路ができるからレンジャーの派遣が簡単になって、密猟が取り締まられるという論理構成というのは、なかなか説得力が実際にはないと思いますよ。

それと、密猟対策費等の予算は変わるという保証があるんですか。その派遣する人件費とか、交通費とか、道路ができることによって予測される密猟対策の経費は、こういうふうに手当てされることになっていきますよというのがあればいいけれども。それは今答えなくてもいいけれども、それが1点と、どう考えても、道路ができると密猟取り締まりが容易になるという議論でみんなが納得したというのは、すごい変な状況だと思いますので一言。

それから、移動性の動物についてはボン条約というのがあるから、それをきちんと

対応してもらえるようにしたほうがいいと思います。

○原嶋委員長 他にございますか。

密猟対策の実効性の確保については課題が多いと思いますので、今のご意見を受けとめていただいて、よろしくお願いします。

それでは、特になければ、一応今日のご報告は締めさせていただきますとよろしいでしょうか。

○永井 1点だけ事務局から。本件に関することではないんですけれども、環境レビュー結果の報告について、今回新たに委員になられた方もいらっしゃるの、ちょっとご説明させていただきます。通常は、多くの案件では協力準備調査をして、スコーピング、ドラフトファイナルレポートと助言をいただいて審査にいくというケースが多いんですけれども、相手国政府から出てきたEIA、RAPをベースに審査を行った場合には、環境レビュー段階のワーキンググループ1回だけなんです。

そのために、その審査が終わった後、合意文書を締結した後に、このように確認結果ということでご報告させていただいております。このようなケースは、相手国政府から出てきたEIA、RAPをもとに審査した場合に行わせていただいているというものになります。

この件で調べたところ、実は過去3件、環境レビュー結果のご報告をしていない案件がございました。全部5年以上前でございまして、過去どうだったのかなと思って調べたところ全部で3件ございまして、今からレビュー結果を説明したところで、もう既に5年や6年たってございますので、今、ガイドライン改定のレビュー調査をしてございますので、その中でその3件については助言の対応状況というのをあわせて説明する形で代替させていただければなと思っております。

なぜこのようなことが起こったのかというと、いろいろと事情を確認したところ、助言委員会の運用の共通事項というのがあるんですけれども、皆さんと共有させていただいているんですけれども、実はここにそれが記載されていない。その手順が記載されておりませんでした。事業部も審査部も、担当が変わるとその報告を忘れていたという過去の経緯がございまして、今後、この共通事項に関してはその手順を追記させていただいて、社内共有はさせていただきたいと思っています。

既に起こってしまった過去5年以上前の3案件については、レビュー調査の中で確認結果というものをご報告させていただければと思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 後者の話は手続の問題ということで承りました。

○永井 そうですね、手続については追記して、今後共有事項に含めさせていただきたいと思っております。

○原嶋委員長 後者の手続の問題で、何かご意見がありましたら。

よろしいでしょうか。

じゃ、そういう形でお願いします。

ということで、一応本件、環境レビュー報告については、これで締めくくりとさせていただきますということでよろしくお願いします。

続きまして、またもとに戻った形で、助言文書の確定ということでございます。フィリピン国の南北通勤鉄道の延伸事業ということで、この案件は石田委員に主査をお願いしておりますので、ご説明をお願いします。

○石田委員 了解しました。

本案件の審査は9月21日に行われました。委員は合計5名です。私、織田委員、掛川委員、島委員、鈴木委員の5名で行いました。

質問数は56と少な目でしたけれども、印象としては、この後出てきますが、論点や助言がかなり絞られたところに集中したという印象でございます。

それでは、めくっていただいて、まず助言にまいります。

助言にまず出てきますのは、保護区に対する影響がほとんど確認されなかったという案件なんですけれども、何らかの影響が出たときに、対策を検討する側に専門的知見を有するステークホルダー、NGOだとか専門家なんかをやはり入れていただきたいというのが、もともとの計画では入っていなかったもので、その専門的知見を持っているような適切な省庁、それからいわゆる専門家、NGO、フィリピン大学、環境省等を入れていただきたいということが第1番目です。

2番目ですけれども、これは長く議論しました。そのために、今回、付加的に配付資料をJICAさんをお願いいたしました。これは私たちがいただいた事前資料の中の抜粋ですけれども、助言の中で、ぱっと見ていただくとおわかりになれるように、略語がとても多い。つまり、関係する省庁がとても多いんです。

補足資料の一番最初のものは、関係してくる省庁の連関図です。2枚目もそうです。あとは、事業機関がリロケーション、本案件は、例えば南線だけで……

すみません、これは1つ言い忘れていました。南北両方に鉄道を引っ張る案件で、両方で100kmを超えるんです。たしか北が50で南が70でしたか、非常に長い線路です。基本的には既存の鉄道のROWを使うんですけれども、そこに非正規の移住者の方々、いろんなことをなさっておられる、住んでおられたり商売をされているので、合計すると、例えば南線だけで1万4,000家族。これで概算5万3,000人というふうに、非常に大変大きな移転規模になるんです。

ということがある一方で、工期が恐らく急がれるんだと思うんですけれども、非常に工事期間が、事前準備期間が短くて、事業工期が2020年4月からなので、3月までに移転をする必要があるんです。一方、スケジュールは非常にタイトで、1月から3月の間で移転先の土地の開発をして、その後、数カ月から1年かけてコミュニティの施設の支援、開発を行うということで、同時並行かつ非常に期間が短いというところが、私たち審議をさせていただいた者も懸念するところなんです。

であるがゆえに、2番の助言で申し上げておりますのは、まずは関連する実施主体になる人たち、それからモニタリングや環境配慮を実施するような機関の設置状況及びその実施能力ですね、遂行能力、キャパシティーをフィリピン当局ともう一度確認をしていただきたいと。

お配りした図にあるように、もう絵はできているんです。どこがどうするというのは。ところが、その絵だけじゃなくて、実際にその遂行能力があるかということと、スケジュールを確認していただきたい。その遂行能力、スケジュールとタスクを確認した上で、必要が生じる場合には、実施工期と住民移転計画の見直しが行われるような形で再検討を行っていただきたいということが2番目の助言です。

もう一度申し上げますと、関係する諸機関の実施能力と設置状況をまず調べてほしい、確認してほしい。その上で、必要があれば実施工期と移転計画の見直しの検討にまで踏み込んでいただきたいと。

3番目が、こちらは住民移転計画に特化したお話ですが、先ほど申し上げましたように、数万人という移転の規模が大きいので、その割には住民移転の実施スケジュールが非常に短いんですね。短いことがある中で、Temporary shelterというのを計画の中に組み込まれたものですから、なるべく私たち委員としては、Temporary shelterに移転する方々が移住した後でもう一度動くんじゃないくて、Temporary shelterは基本的に避けていただきたいということを助言3で申し上げてあります。これは論点にも出てきます。

次に、4番目がステークホルダー協議です。詳細設計段階で、ミーティングの参加者に偏りが生じないように場所や日時を決定していただきたいということで、ジェンダーだとか年齢だとか、そういったもののバランスがよい、みんなの意見が反映できるような形で実施していただきたいという助言です。

では、続けて論点にまいります。

論点は2つありました。

まず1番は、スコーピングマトリックス作成に当たっての考え方。

これはスコーピングのときに、どういうところまでやって、どういう文書を用意するかということなんです。上半分に書いてあるのは、皆さんおなじみの、私たちJICAの、この案件を審議するときによく出てくるものです。AからDまでのランキングをつけてスコーピングをしています。しかもプラス、マイナスをつけています。

ということに対して、委員の中から、民間事業及び、たしか環境省だったと思いますが、国側では、相手国のEIA制度に基づいて環境評価し、追加的に国際基準に沿ったEIAを実施しているところは同様または類似のものなんですが、スコーピング段階でランキングづけをしないと。それから、プラスの影響も出さない。負の影響が想定されるか否かの2択でスコーピングを行っていますと。

つまり、負の影響が出る場合は次の調査の計画を立てる。負の影響が出ない場合に

は、そこはもう調査をしないと、そういういわば項目の仕分けを行っているということでした。

そのため、JICAの影響評価方法がわかりづらいという指摘がなされたため、JICA事務局側より、今後は民間事業との調和化、それから対象国、途上国の作業の効率化にもつながることが考えられるし、全体的な負担軽減の観点も重要であるため、環境影響評価方法を、同様なものを導入できないか検討したいという説明がございました。

これがスコーピングの段階での手続方法というか、やり方についての論点でした。

もう一つの論点は、先ほども出てきました住民移転に伴うTemporary shelterですね、移転規模がとても大きいのに、実施スケジュールが比較的短い期間であるということで、ひょっとしたら発生するかもしれないTemporary shelterというものは、基本的に避けてほしいと。

JICA側からは、フィリピン国政府から得ている情報では、Temporary shelterは基本的に避ける方向になっているというご回答をいただいたと思います。

もし、永久的に、継続的に住める住居、accommodationができる前に、仮に住民移転が必要になるようなスケジュールにどうしてもなってしまった場合には、住民移転対象者の意向を十分に踏まえて対応いたしますと。

それから、Temporary shelterは、Permanent living accommodationと同時に整備することを前提として住民の説明会を行っており、その際に移転の対象となる人たちからは、移った地で早目に生計回復に係る行為が行われるため、Temporary shelterへの入居を歓迎する声もあるということも同時にご紹介いただきました。

案件に関しての説明は以上です。

○原嶋委員長 それでは、ワーキンググループに参加された方から補足、あるいは、他の委員の方からご質問や確認事項がありましたら、ご発言をお願いします。

1点だけ。1番の助言で、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、専門的知見を有するステークホルダーをメンバーに加えるというのは、どこのメンバーに加えるという趣旨なのか。ご説明の中に、もしかしたらあったかもしれませんが、教えてください。

○鈴木委員 ちゃんと覚えていないけれども、問題が起こったら聞くんだという話になっていなかったっけ。質問の答えのところに何かなかったですかね。

○竹田 こちらのほうは、事業を実施している段階で、このForest Reserveを含む保護区への影響が仮に確認された場合、Forest Reserveは事業対象地域から4kmほど離れていますが、万が一影響が確認された場合、その保護区のための対応策を検討するに際しては、基本的には実施機関とコンサルタントが対応策を検討していきますが、必ず専門的知見を有する方々の意見を聞きながら対応策を検討するよというご助言をいただいたと理解しております。

○鈴木委員 それはそう言ったんです。それはそれで正しいんですけども、対策を

つくるのはForest Reserveの官庁なんだっけ。何かコミュニティーが特にあるわけじゃなかったでしたかね。ないですよ。

○竹田 ないです、はい。かなり離れていますが、影響が確認された場合には、実施機関とコンサルタントが対応策を検討するに際しては、必ずForest Reserveのことをよく知っており、専門的見地から影響を緩和する策などをご提言できるような方々を加えて検討を進めるように、というご助言とご理解しております。

○鈴木委員 今問題になっているのは、実施機関というのは、この場合は鉄道をつくる人でしょう。だから、Forest Reserveに影響があるかどうかというのは、Forest Reserveの人か、周りにいるステークホルダーかが興味を持って、影響があるという話をするわけだから、その対策をつくるときに、私の頭にあったのは大学の先生とかNGOで、Haribon Societyという野鳥の会みたいなのがあるから、そういう人の意見もちゃんと聞いたほうがいいですよということで。

○竹田 そのように理解しております。

○石田委員 私も実はわかっていなかったんですが、その意見を聞いた後に、実際に対策を決める主体というか、そこがどこなのかということだと思います。環境省なのか、それとも鉄道省なのか。

○竹田 Forest Reserve自体を管理・監督している官庁、天然環境資源省が最終的には承認をするのでしょうけれども、実際の対応策の実施については、今回の対象事業の実施機関である運輸省になります。

○原嶋委員長 文言としてはこのままでよろしいですか。あるいは、意見を聴取するとか、そういう形もあるかもしれませんけれども。

○作本委員 監督官庁で運輸省がということだったんですが、フィリピンでの公共事業に関しては、いろいろ世銀が口を出し、言葉は悪いですがけれども、支援することもありまして、公共事業省は、今回はかんでいないんですか。

○竹田 公共事業道路省というのは、道路と橋梁と、河川改修とか治水対策をしているのですが、今回の事業の実施機関は、鉄道の事業なので運輸省になります。

○作本委員 わかりました。別の質問してもいいですか。ちょっと質問になるかわかりませんが、このTemporary shelter、なければないで、もちろんそれが好ましいかと思うんですが、「Temporary shelterは基本的に避けること」となると、一番最後に出ている論点の中で、「入居を歓迎する」、これがなければ仕方ない、動けない人もいるのではないかと考えると、「避けること」よりも、「避けるほうが望ましい」とか、そういうような表現で、preferablyという感じなんじゃないでしょうか。やめちゃうと、これによって。

もう一つは、この移転で前に議論したのは、7万人ですよ、この移転の対象者。7万人のうち、北の部分は元中国が途中で事業を投げたというふうに聞いているんですが、この5万何千人もの人間というのは、既に移転のめどが立っている人たちな

んでしょうか。日本がこれ全部7万人面倒を見るんでしょか。そのあたり、もしわかることがあれば教えていただきたいんですが。あまりに多い移転人口に対して、こんな短期でもって、しかもシェルターのこういう議論で済むレベルなのかどうか。

昔ここで議論したときに、これは社会問題というか、大きな紛争になるよという言葉で、この場で私は言ったことがあるかと思うんですけども、すごい規模の、普通だったら、これだけの移動が生じるときは、事業は大事な事業ですけども、事業自体実施できないんじゃないかという不安が普通は伴うものですが、中国のかつての進め方を含めて、JICAさんはどんなような考え方をもっておられるんでしょか。

○竹田 まず、中国の支援の住民移転についての課題等も、今回調査を通じて確認をいたしまして、それを踏まえた住民移転にかかる改善策を検討しています。JICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいて事業を実施、中国がやったものとの違いがございしますので、環境ガイドラインに基づいて、適切に住民移転計画を立てていく方針にあります。

世帯数、住民移転の数は、確かにご指摘のとおり非常に大きい状況です。それで、今まさに住民協議を、実施機関のフィリピン政府側が丁寧に行うような形で実施をしている状況です。

基本的に住民説明会、協議会を行っている中で、大枠のご理解を住民の皆様からいただいている状況ですが、一部については、もちろん懸念が示されている地区もございますので、後ほど申し上げようと思いましたが、今回、環境レビューに当たっては、そういった一部懸念を示されている地区については、丁寧な説明を行っているかどうか、大枠の住民の皆さんのご意見についてフィリピン政府側、実施機関側がきちんと対応できるような方針を立てているのかどうかというところを確認してこうと考えております。

今のところは、北と南と住民協議を行っている中で、その南の一部の地区を除きましては、大枠ご理解を住民の皆様から得られているという理解におります。

○作本委員 ご丁寧な説明ありがとうございます。日本側はJICAさんがやられれば、丁寧に、本当にそういう住民協議を通して南の側は対応されたと思うんだけど、中国はどのあたりまで、この住民移転を進めていたんですか。JICAさんのガイドラインを使っていただけということはとてもうれしくて、ありがたくてと思いますが、中国はどのような理由で、こういう住民移転ができないから放り投げたのかどうか、言葉は悪いですけども、そういうようなこともやっぱり含めて考えなきゃいけないんで、JICAさんが引き継ぐ場合には、負の部分をやっぱり気をつけるところがあるのかなという質問です。

○古賀 ありがとうございます。審査部の古賀と申します。

フィリピン政府のほうに、その中国の途中でキャンセルされた事業の住民移転がどこまで進んでいたかというのをフィリピン政府のほうから伺っている範囲ですと、も

う10年以上前に住民移転が一通り行われたと伺っております。

工事の一部進んでいたそうですので、基本的には、その当時一度ROWの中にいた方というのは、どこかに移転されているというふうに聞いております。

その住民移転を担当したNational Housing Authorityというところからも、一部やはり生計回復が十分でなかったという苦情が住民から出ていた場所があったということなので、そこは非常に彼らも、今後住民移転をやる場合には生計回復のところもきちんとやらなければいけないというふうな認識をしております、この事業でもその教訓を踏まえて、生計回復支援策については、今はドラフトで、FSレベルですのでドラフトのものがございますが、今後、詳細設計を踏まえて、より住民一人一人に対応した生計回復策を実施していくということを先方政府と確認しております。

○小椋委員 この事業に限らずなんですけども、特に住民移転でこの規模で、最終的に生計回復までされるという話の中で、JICAとしてどこまで生計回復が果たせたのかどうかというのをトラッキングをしていくのかというのを、どの事業でも、いつもどこまでやればいいのかと私も迷うところなんですけども、それは今、この事業に限って、スコーピングに絞って話すとお話ししやすいんですけども、フィリピン政府というか、このRAP Implementationのチームは考えていらっしゃるのでしょうか。

もう一つは、スクワッターの方ですね、必ずこういう事業はスクワッターの方がいらっしゃるって、そのスクワッターの方にも、いわゆるPermanent shelterがHousing Authorityによって宛てがわれているのかどうかということです。よくランドレスPAPsと言われている、いわゆる土地なし住民の方にもそういう権利なりが付与されているのかどうか、それをもって生計回復としているのかどうかという話と、生計回復というのは、どこまで我々援助機関側がトラッキングしないといけないのかという、その辺を教えていただければ。

○竹田 まず、生計回復の状況についてなんですけども、こちら、基本的には事業実施中、そして事業完成後2年の段階で、事後評価というものも行っておりますけれども、その実施中のモニタリングに加えて、事後評価の段階でも、環境社会配慮面での達成状況というインパクトをはかる中で確認をすることとなっております。そこで仮に問題等が示された場合には、JICAも先方政府に対してさらなる改善について申し入れるといったような対応を行っております。

もう一つ、スクワッターですね、こちらについても、フィリピン政府の国内の法律においても、インフォーマル・セクターについても、住民移転の際にはPermanent shelterを提供するということになってございます。

○永井 事務局から。一般論でどう考えているかというところですけども、このような大規模住民移転の案件の場合においては、内部モニタリングだけではなくて、外部モニタリングを入れております。本事業においても外部モニタリングを入れてございまして、主な目的は、ご指摘のとおり住民移転の進捗状況ですとか、生計の回復状

況について、半年に1回外部モニタリングを入れて評価をしてもらうというところが、まず大規模な移転の場合にはやっていることでございます。

先ほど言ったとおり、事業完成後2年間、事後評価というものもございまして、その段階で改めて問題が発生していないかというところで、最終的には確認をしているというところでございます。

○原嶋委員長 ポイントとしては2点ございまして、1の表現と3の表現ですね。

○石田委員 委員長のご提案では、1のところに、対応策を協議する、例えば委員会の名前だとか主体を入れたほうがいいという、そういうご提案ですか。

つまり、このままだと、どこが実際に対応するのか具体的に見えないというところですよ。

○原嶋委員長 あるいは、実施の段階で意見を聴取するとか、そういう形ですけども、このままでどうですか。これが1点。あと2点目は作本先生からありましたけれども、「Temporary shelterを避けることが望ましい」とするか、現状のままにとどめるか、この2点です。

○作本委員 論点の一番最後のページなんですけど、「以上」と書いてある下から3行目に、「Temporary shelterはPermanent living accommodationと同地に」と、これは「同時に」じゃなくて、本当に同じ場所につくるという意味の表現でよろしいんですね。同時に整備を進めていくよという時間的なことを言っているんじゃないで、同じ場所にPermanentもTemporaryも用意して、つくってあげるよということですか。どちらか教えてください。

○井上 東南アジア第五課の井上と申します。

ご質問ありました点、おっしゃったところでは後者で、移転地の近くにTemporary shelterをつくる予定でございます。

○作本委員 そうですか、わかりました。じゃ、このままで正しい。

○原嶋委員長 ワーキンググループの皆さんで、特に修正の必要がないということであれば、そんなに大きく意味が変わるということではないので、これでもよろしいかと思えますけれども、今の2点でもし何か対応があればですけども、鈴木さん、メンバーのところ。

○鈴木委員 メンバーのことは、私はこだわらないです。どこかで意見を聞いてもらえればそれでいい。

○原嶋委員長 そうであれば、ステークホルダーの意見を聴取する。

○鈴木委員 聴取することでも構いません。

○原嶋委員長 あと、3番はややセンシティブな表現なので、「基本的に避けること」とするか、あるいは、「避けることが望ましい」とするか。

○織田委員 今、探していて見つからないんですけども、Temporary shelterを基本的に避けるというのは、ガイドラインだったか何かにあったと思って。今、どうい

ふうにかかれていたかなと思って見ていたんですが、違いますか。

○永井 環境ガイドラインには、テンポラリーを避けるというところは書いてございません。

○織田委員 JICAのやり方と、それから世銀のと、各国のと、そのギャップを明らかにした表がありますね、そのどこかにはありませんでしたか。ちょっと見つからなくて、今焦って見ているところなんですけれども。

○永井 私の理解では、世銀のOP4.12にも、テンポラリーを避けるという文言はなかったと理解しています。今まで見たことはございません。なので、どこに……

○鈴木委員 議論の中で、私が「テンポラリーを避ける」と、かなり断定的に言ったのは事実なんです。だから、それがすごく影響しているんだったら。

○原嶋委員長 考え方としては悪くはないので、いいと思いますけれども、表現として、作本先生、このままでよろしければ、「避けることが望ましい」という表現と「基本的に避ける」ということで、そんなに大きく、極端な差は出ないので、もし異論がなければ、現状のままというふうにさせていただいてもよろしいでしょうか。

○石田委員 ということは、1番のほうの表現を、末尾を「意見を聴取すること」に変えるということですね。

○原嶋委員長 はい、1番の表現は、「意見を聴取する」というふうに変える。3番については、現状のままの表現で。

何かあれば。

○永井 事務局から別件でよろしいですか。

○原嶋委員長 別件じゃなくて、この件。

○永井 この案件の論点なんですけれども。

○原嶋委員長 どうぞ。

○永井 この案件の論点1に挙げさせていただいたスコーピングの影響評価方法について、ワーキンググループだけではなくて、全体会合の皆様からのご意見をいただけたらなと思っております。

私、実はJICAにしか勤めたことがなくて、この評価方法が普通かといつの間にか思っていたら、皆様から、これは逆に言うと民間ではやっていないし、日本のEIAでもやっていないと正面から言われてしまって、ちょっと恥ずかしい思いをしたんですけれども、やはりJICAとしても、民間との調和もありますし、相手国政府の法制度との乖離もあるんだったら避けたほうがいいかなとは思って……

○原嶋委員長 それでは、一応助言文はこれで確定して、休憩をとって、またこの後に同じ案件のあれがありますので、その冒頭に今の永井さんが確認したい点について若干時間を設けたいと思いますので。

○永井 ありがとうございます。

○原嶋委員長 一応、助言文はこういう形で確定をさせていただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

○織田委員 ADBとJICAのところで、「Temporary relocation should be avoided when possible through efficient planning」と書いてあって、それから続きまして、「Temporary sites are often poorly developed and add to the stress and anxiety of relocation」というのが、このいろんなギャップを示す表のADB、JICAのところにそれがあったんです。「Temporary shelter」という名前ではなくて、「Temporary relocation」というふうな書き方になっています。

○原嶋委員長 文書を特定してください。

○織田委員 これは、最初にいただいたドラフトファイナルの表のTable9.2.4、Comparison between JICA Guideline, ADB Safeguard Policy and Legal Framework on Involuntary Resettlementというのが表のタイトルです。その、どこではこうなっているというところにそう書いてあります。

○原嶋委員長 確認できますか。

○竹田 本案件の協力準備調査で作成を支援したRAPの中に、そのように記載がございます。よって、ご助言については、このままということでいたしました。

○原嶋委員長 should beというふうに書くと、現実的な対応が難しくなるという作本先生のご発言もありましたけれども、助言としては現状の表現でとどめるということと、今の点は、ギャップとして表現がされているということですよね。

○織田委員 ギャップというか、ADBと……

○原嶋委員長 その表現の趣旨は、ちょっと説明していただけますか。

○井上 東南アジア第五課の井上と申します。本件につきましてはADBとの協調融資を予定しておりまして、JICAが調査をしているのですけれども、その中で作成しているRAPの中にそのような表現がございます。

○原嶋委員長 そのRAPは誰が作成をしているんですか。

○井上 その作成者はJICAのコンサルタント、調査団でございます。

○原嶋委員長 そこに矛盾は生じていないわけですか。JICAの側としては、JICA自身が作成しているRAPと実際の予定している行動の間にギャップは生まれないということでしょうか。

○井上 我々もなるべくTemporary relocationというのは避けるべきだというふうに考えておりますので、そのような記載で今現在ございます。

○原嶋委員長 多分、shouldという言葉が厳しいんだと思うんですよね。今のを聞いている限りでは、shouldという言葉を使っているんで、shouldだとほとんど「そうすべきではない」という感じになってくるので、そこでちょっとニュアンスが変わってくるといった感じがしますけれども、ここの点でご意見何かありましたら。

○作本委員 私も了解した上で、また、Temporary relocationというのは、もうちょっと住宅も含めての移転の、もっと広い意味合いですよね。それに対して、shelterとい

うのは物的なものを用意するんで、これはやめてくれというのは、万が一日本の地震やいろいろな見ても、やっぱりそれさえもやらないほうが好ましいというには何かしら理由があったほうがいいかなという。基本的には、表現では入っていますから最後は折れるにしても、そのあたりの、relocationというんだと広過ぎるなという気もするんですけれども。

○原嶋委員長 それでは、一応助言文としてはこういう形でよろしいでしょうか。今の点で幾つかご議論がございましたけれども、1番の助言文を若干修正するということと、3番については、「Temporary shelterは基本的に避ける」という表現でとどめるということでよろしいでしょうか。

それでは、助言文はこれで確定させていただいて、永井さんから今ご指摘のあった点と、この後に対応についてのご説明がありますので、これから約10分休憩させていただきます。開始は55分ということでよろしくお願いします。

午後3時44分休憩

午後3時54分再開

○原嶋委員長 それでは、再開をさせていただきたいと思います。

まず、前半の最後の部分で問題提起がありました、スコーピングマトリックスの作成に当たっての考え方についてですけれども、この点についてご意見をお持ちの方に、ご意見を表明していただきたいと思いますけれども。

○島委員 もともと、私の単純なAとかBとかプラスとかマイナスとか、何ですかという質問から始まった話なんで、そのときの話と、あとその後思ったことということちょっとコメントさせていただきますと、一つは、スコーピングの趣旨を考えたときに、それはアセスメントの評価とする項目を決めるというのがスコーピングということだと理解していますんで、その段階でA、B、Cとかつける必要というのはないのかなというふうな話で、これは日本のアセスメントもそうだし、全ての国のEIA制度を知っているわけじゃないんですけれども、大体はそんな感じでやっているのかなというところが一つです。

あともう一つは、正の影響の話です。これはワーキンググループの後、つらつら考えてみたんですが、これも環境アセスメントと教科書的な考え方になると思うんですけれども、負の影響があるよと。それをどれくらいあるのかインパクトを測定します。ある場合は、教科書的に言うと、回避する、最小化する、緩和する、オフセットするみたいなのところだと思っていて、それでも残る場合に、正の影響というか、事業の効果と照らし合わせて、プロジェクトをやるかどうかを判断するということなのかなと思ってまして、そういうふうな頭でいるので、スコーピングの中でこういうのが出てくると、非常にわかりにくいなというところがあったというところでございます。

○原嶋委員長 他にご意見いかがでしょうか。

○村山委員 今の点で、スコーピングの考え方なんですけれども、そもそもアセスメントが始まったアメリカは1970年代から進めていますけれども、その段階ではプラスもマイナスも扱っています。どちらかというと、そういう中で事業の妥当性を、正当性を示すとともに、代替案の比較評価をして、どの代替案がいいかを選んでいくという考え方がそもそもあったと思います。

それが日本に導入された段階で、負の影響だけに特化をして、島委員が今おっしゃったような形の評価というのが今も続いているんですが、それはある意味一部の評価であって、本来はプラスも含めた評価をやるとというのが基本だと考えています。

おっしゃるように、スコーピングの段階でカテゴリーをつけるかどうかというのは議論があると思います。ただ、仮にこういった案件で初期環境調査、IEEを行っているのであれば、ある程度A、Bというランクがつけられて、より幅広い項目から実際の予測評価を限定せざるを得ない場合には、その中から選んでいくという考え方もあるんじゃないか。

日本の場合は、どうしても環境面だけを扱うのでかなり限定的なんですけれども、国際開発の案件の場合は、環境面だけではなくて、先ほども議論があったように、社会面も経済面も全て扱っていますので、そういう意味でも非常に幅広い。

ですから、少なくとも日本の制度と比較する場合は、非常に慎重にやるべきであろうと思います。むしろ、他の国際協力機関なり外国の事例と比較検討した上で、慎重に考えていくべきではないかなと思っています。

○原嶋委員長 この文章に、「これを受けて助言委員より、民間の事業では」とありますが、これは日本の民間の事業ということになるわけですね。

○島委員 いや、日本に限らずグローバルな形で、いわゆるグローバルな民間銀行が支援する場合はということで記載させてもらっています。

○永井 事務局から。JICAのほうは、協力準備調査を通じてEIAを作成支援させていただいて、それをよく当該国の環境当局に提出させていただいているんですけれども、毎回と言わないまでも、問われるんです。「この評価制度は何」とかですね。

結局、そのEIAのドキュメント自体を、作成支援させていただいたものを当該国の許可に乘せなくちゃいけなくて、我々は、「これはJICAでは一般的なもの」と言うんですけれども、今回いただいた意見として、民間事業でそういうことを相手国で求めていることが少ないということもあって、非常に理解していただくことが難しい状況が、正直続いているということもあって、今回ご助言いただいて、確かに相手国だけじゃなくて国際協力機関がどうなっているのかとか、そういうところはもう少し調べさせていただきたいと思っておりますけれども、できるだけ相手国政府にもわかりやすいような形で手続のほうを検討できれば。これは引き続き、他の国際機関も含めて検討させていただければなというふうに思っております。

○原嶋委員長 他にご意見ございますでしょうか。

○石田委員　あまり余計なことはいいたくないんですが、実は私も、「導入できないか検討する旨説明があった」というところは、自分で説明しながら、実はずっと引っかかったところで、村山委員のお話を聞いてかなりすっきりしました。

恐らく、我が国の支援の場合には、事業推進ありきのための道具として使うから、そのプラスマイナスじゃなくて、項目として選ぶか、銀行さんも、非常に間違った見方かもしれませんけれども、事業を推進することがきっと使命なので、そのために影響が出る場合はどうするかというところをチェックしたいのかなという。

だから、アメリカのように代替案を含めて事業の正当性や妥当性、代替案を含めてひっくり返すことが可能だったり、別の方向に行ったりすることが可能であるというような柔軟な組織であれば使い方はまた違ってくるんで、そこら辺もやっぱり両方のケースを、どちらがいいとか悪いとか言っている話じゃないんです。それを両方見ながら、我が国の海外協力にとってどういう形での、例えばスコーピングのつけ方はどういうほうがいいのか、今までのほうがいいのか、それともやはり変えていくのがいいのかという議論をしていったほうが有意義かなという印象を持ちました。

○永井　2通りJICAの考え方があって、一つは、協力準備調査というのは相手国政府のフィージビリティースタディーとかEIAを作成支援してあげるといって、あと、別途JICAは技術協力を持っていて、そこは相手国政府のEIA制度を向上してあげるとか、能力強化を支援しているという、そういう技プロもあります。

多分、そういう技プロの中には、このようなJICAの評価方法というのを向こうに技術移転していくというのは一つ重要なファクターなのかなと思っていて、一方で、協力準備調査のように相手国のフィージビリティースタディー、EIA等を作成支援するところにおいては、やはり一定程度、他のドナーですとか、民間がやっているようなやり方をアラインしていったほうが相手国政府にわかりやすいのかなと。そういうところは技術協力を通じて相手国政府、例えばミャンマーではEIAとかを支援していますけれども、そういうところで向こうに技術移転していくというのは非常に重要かなと。そこは2つJICAとしてはベクトルがあるのかなというところを思っております。

あと、正の影響について、いつも私が苦しむのは、例えば道路案件とかで、一般的な交通量の需要の増加とか、物の行き来のふえた量とかというのは、実は事業効果のほうに、既にちゃんと反映されていて、一方で、またこのスコーピングマトリックスで正の議論をしていて、でもスコーピングマトリックスは、そこは載っていないんですね。事業効果で重要なところはあまりスコーピングマトリックスに載っていないで、それ以外の小さな影響についてはプラスで議論されているところもあるので、どこまでプラスを載せるかということも、非常に今線引きが難しいなというところがあると思います。

もちろん、国際機関とか他の国の情報を整理して、改めてまたJICAとしての考え方をご説明させていただければと思います。当面はこの評価方法でやっていきたいと思

っていますけれども、変更する場合には、改めてご報告させていただきます。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

それでは、一応今の問題提起については一旦締めくくりとさせていただきますして、議事次第のほうに戻りまして、6番目ですね、同じ案件になりますけれども、環境レビュー方針の報告ということで、よろしくお願いします。

○竹田 改めまして、東南アジア五課の竹田と申します。

まず最初に、案件概要をもう一度おさらいさせていただきます。

こちらの事業ですけれども、マニラ首都圏とその近郊を結ぶ南北軸の鉄道を整備するものとなっております。これによりましてマニラ首都圏の交通渋滞の緩和、そして道路交通から鉄道交通に振りかえることによる大気汚染や気候変動の緩和に寄与することを目的としてございます。

事業内容は、こちらに示してございますとおり、南北両方に延伸する区間が各50km程度ずつございまして、総延長100kmの事業内容となっております。

土木工事と車両基地の整備、鉄道システム、そして車両の調達等からなっておりますが、土木工事と建築工事につきましてはADBのファイナンスを予定しておりまして、JICAのほうは鉄道システムと車両調達という事業スコープになってございます。

実施体制は、ここに書いてございますとおり、実施機関が運輸省となっております。

では、今回のレビュー方針についてご説明申し上げます。

2ページ目の一番下のステークホルダー協議のところをご参照ください。

5) ステークホルダー協議。特にこの南の区間についてなんですが、3カ所でスコーピング案に関するステークホルダーミーティング、そして今年6月にもステークホルダーズミーティングが行われております。ここで用地取得に関する懸念などが表明されておりましたが、アライメント決定の経緯がきちんと説明されております。

次のページに行っていただいて、先ほど申し上げた、特に懸念されるところとして、社会面の2つ目、Sucat駅の用地取得の影響住民の中で、事業への懸念を示す声が上がってございました。

これを受けまして、再度住民協議を実施予定となっておりますして、今回、環境レビューを行うに際しましては、前のページの5) の右側にございますとおり、当該住民と再度住民協議を実施した上で社会的合意形成がなされているかどうかというところを確認することを想定してございます。

また、ご助言として、詳細設計段階でステークホルダーミーティングが、参加者の偏りが生じないように工夫するようというご助言をいただいておりますので、詳細設計段階では、場所や日時を決定して、バランスよくステークホルダーの代表者が参加できるように考慮したいということを合意したいと考えております。

3ページ目です。

7) の実施体制のところですが、ご助言の2番目でございましたとおり、今回、関係

機関が非常に多いということもございまして、運輸省と住民移転を実施する機関であるNational Housing AuthorityとSocial Housing Finance Corporation、SHFCと申しますが、との間で締結するMOAなどの文書を確認いたしまして、実施体制の詳細について確認を行いたいと考えております。

また、本事業の実施管理において重要な責任を果たす機関の設置のタイミング、そして能力について確認しまして、万が一事業に影響を及ぼす遅延が発生するような場合には、実施の工期、そして住民移転計画の見直しを検討することについて、実施機関と確認してまいりたいと考えております。

4ページ目に行かせていただきまして、4ページ目の下段のほう、（3）自然環境の1）保護区、こちらもお助言いただきましたが、実施段階でForest Reserveを含む保護区に何らかの影響が確認された場合には、その保護区の対応策を協議する際に、専門的知見を有するステークホルダーの意見を聴取することを実施機関と確認してまいりたいと考えます。

少し先ですが、6ページ目のほうに移らせていただきます。

こちら、補償方針に関連するところですが、今回、影響住民が万が一現在居住している自治体、LGUと書いてございますが、自治体になります。こちらから他の自治体に移転する場合に、受け入れに伴って、その自治体側が用意すべき公共インフラサービスがきちんと提供できるように、必要なコストを本事業で提供することについて、実施機関と確認をしてまいりたいと考えております。

また、その下です。先ほど議論になりましたが、Temporary shelterについては、原則避けることについて実施機関と合意してまいりたいと考えております。万が一、Temporary shelterが避けられない場合においても、必ずその住民移転対象者の意向を十分に踏まえて対応することについて、実施機関と合意してまいりたいと考えます。

一番最後に、少数民族、先住民族のところですが、こちら、北の区間で先住民族の指定区域の近隣にデポの候補地がございしますので、こちらの候補地が先住民族指定地域に含まれていないことを国家先住民族委員会を通じて確認してまいりたいと考えております。

以上になります。

○原嶋委員長 それでは、今のご説明に対してご質問やご意見ありましたら、ご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

住民の移転の多い案件ですので、その点についてはいろいろご意見が出ていますので、十分受け入れて、配慮してください。

特になければ、このご説明については、これで終わりとさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

続きまして、環境レビュー結果報告ということですのでけれども、ご準備はよろしいで

しょうか。

ジョージア国の東西ハイウェイ整備事業についてでございます。

準備ができましたら、ご説明をお願いします。

○谷口 お待たせいたしました。中央アジア・コーカサス課より、LAが先般無事結ばれましたジョージアの東西ハイウェイ整備事業（フェーズ2）に関して、前回先生方にご指摘いただいた点につきまして、どのように対応したかということについて、ご説明を簡単にさせていただきたいと思います。

前回、まだEIAが公開されていない、RAPが公開されていないという状況にありましたが、先方政府、JICAの双方でEIA、RAPともに公開しているような状況でございます。

環境のレビュー方針ということで、先生方にご指摘いただいているところを列挙させていただいておりますけれども、今回ご説明させていただく点が、対応した結果とほぼ同じような形になっておりますので、この後、助言に対する対応の結果というところに着目してご説明させていただきたいと思います。

では、お手元、配付させていただいている環境レビュー段階での助言に対する助言対応、対処方針案、助言対応結果ですが、7項目についてご説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、世銀が実施しましたEnvironmental Analysisにおいて指摘されている内容について、EIAでしっかりと反映されていることを確認することということでご助言をいただいております。

我々としまでも中身について確認しました。騒音や振動、また工事中の建設資材や残土の発生等が指摘されておりました、それらにつきましてEIAにおいては、例えば防音壁の設置をする、建設資材、残土の再利用をする等の緩和策が講じられているということを確認しました。

従いまして、指摘された評価項目について、適切に反映されていると理解しております。これが1点目になります。

2点目でございますが、ご助言いただいていた内容は、伐採が予定されている地域にレッドリストのNT種の樹木があるのではないかと。そこが、それゆえに重要な自然生息地、または重要な森林になるのではないかとということで、そうではないということに関係機関や、現地の学者さん、研究者さんに確認することということをお願いしておりました。

確認しましたところ、この掲載されております種目の樹木というのは、現地の研究者によりますと、その周辺に広く生育しているということが確認できましたので、特に問題はないと理解しております。

また、EIAに記載されている保護柵の設置ですとか、植林等の緩和策をとることで、影響が最小化される予定であるということも確認しております。

従いまして、ここにつきましても、ご助言いただいた内容につきましては、特にこ

れ以上の対応は必要にはならないと理解しております。

3点目でございますが、ステークホルダー協議の開催の通知方法や、欠席者に対する対応ということでご助言いただいております。

まず、開催の通知方法につきましては、新聞、掲示板、テレビ、ウェブサイト等、広く周知しているということがわかりました。

また、欠席者に対する対応ということでございますが、その際に、例えば補償金額の計算方法やスケジュールについて質問等ありました。そちらにつきましてもRAPのほうでしっかりと掲載されているということがわかりました。

4点目でございますが、ステークホルダー協議や戸別訪問等におきまして、社会的な弱者を含んで、幅広い層が十分に含まれていることを確認することというご助言をいただいております。

まずは、ステークホルダー協議の中には、参加者として女性や、貧困層といった社会的弱者が十分に含まれていることを確認できました。

また、戸別訪問では、社会的弱者40世帯が含まれているということも確認しております。

5点目でございますが、複数のモニタリング主体、すなわちエンジニア、コントラクター、実施機関等が予定される中、計画を適切に反映したモニタリングフォームで一元的に報告がなされるように実施機関と合意することとのごございましたが、そのように実施機関のほうと合意をしております。

また、次の6点目でございますが、同様にモニタリング計画を修正する場合には、そのフォームの改定についてJICAに報告するようというところのごございましたが、そちらについても実施機関のほうと合意をしております。

最後のポイントでございますが、本件、JICAが実施する区間と、ADB等他のドナーが実施する区間とございまして、またその工事の期間も近くございますので、一貫した環境管理計画が行われることが望ましいというご助言をいただいております。そのために、環境管理計画やモニタリング計画、また結果について、各実施機関の担当者間で情報共有を密にするとともに、そうした情報共有、またはグッドプラクティスというものが施工管理のコンサルタントに十分に共有されるようというところで、実施機関のほうに申し入れることというご助言をいただいております。

それにつきましても、実施機関のほうで情報共有を推進するということを確認できておりますので、その点についても十分に対応してきているということでございます。

以上、7点でございますけれども、ご助言いただいた各項目に対する対応結果についてのご報告は以上となります。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対してご意見、ご質問ありましたら、ご発言をお願いします。

○重田委員 この中の4番の社会的弱者に対する項目で、戸別訪問のことがあるんです

けれども、40世帯が含まれるということなんですけれども、ここにどういう方がいらっしゃるのか。例えば障害者とか、シングルマザーとか、もうちょっと詳しく、どういう社会的弱者がいるのか教えてください。

○大野 ありがとうございます。東中央アジア部の大野と申します。

この社会的弱者の中身ですけれども、女性がその世帯の主の方であったりとか、障害者の方、あとはボバティーライン以下の貧困者層、こういった方々が主にこの社会的弱者の中に含まれております。

○久保田委員 番号1のところの助言対応結果で、建設資材の再利用等についても緩和策が講じられているということなんです、具体的にどのような建設資材の再利用かというところ、おわかりになりましたら教えてください。

○大野 こちらですけれども、例えば、使われる中でもアスファルトですとか木材、こうしたものを中心に、再度再利用すること、こちらについて緩和策として記載されております。

○久保田委員 ありがとうございます。これはジョージア国で何らかのそういったリサイクルに関する、建設資材とか建設廃棄物に関する何か法律に基づいて実施されているものということですか。

○大野 こちらについては、法律に記載という点については確認はとれていませんが、今回の事業では、ADBの環境基準、セーフガードに基づいて作成されたEIAに基づいて、こうした対応をとっているということでございます。

○久保田委員 わかりました。ありがとうございます。

○米田副委員長 助言の対応ではなくて申しわけないんですが、レビュー方針のほうで、カワウソの巣穴が見つかったときの対応を聞いてくるという内容があるんですけれども、その回答がもしおわかりになりましたら教えていただきたいんですが。

もし今なければ、後でも構いません。

○大野 ありがとうございます。こちらですけれども、まずコントラクターが橋梁の工事開始前に、現地の生態学者とともにサイト調査を行いまして、カワウソの巣穴がないことをまず確認します。

巣穴が見つかった場合は、これらのエリアを管理するために施工計画書を作成して、施工管理コンサルタントのレビューを受けるということになっております。

○米田副委員長 施工管理コンサルタントのレビューというのは、具体的にどういうことなんでしょうか。その場所を変えるとか、そういう選択肢があるんでしょうか。

○大野 工事の最中に、現在検討されているところでは、人工的に、例えば別の場所に巣穴をつくるですとか、あとは現地の、まさにリエゾンの、現地の調査の方とともに対応を検討するということになっております。

○米田副委員長 わかりました。

○原嶋委員長 他にございますか。

1点だけ。2番目の答えが若干曖昧なんですけれども、ガイドラインでは、プロジェクトは重要な森林で、著しい転換や劣化を伴うものであってはならないということですから、この答えは、重要な森林ではないと言っているのか、重要な森林になるかもしれないけれども、著しい転換、劣化ではないと言っているのか、どちらなのでしょう。

○大野 こちらは周りにもこの植生を確認できておりますので、このエリア自体が、まさにこの重要な森林というふうに位置づけられているということではないということの理解でございます。

○原嶋委員長 一応レッドリスト掲載種は生息しているということを前提に、今の判断をしているということですか。

○大野 はい。

○原嶋委員長 他、よろしいでしょうか。

それでは、一応ご報告については締めくくりということで、ありがとうございます。

それでは、その他ということで、バングラデシュのマタバリ港開発事業についてでございます。これは事務局からご説明をお願いします。

○高橋 南アジア部南アジア四課、バングラデシュの担当をしております高橋と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、マタバリ港開発事業準備調査の事業スコープにつきましてご報告を差し上げたいと思ひまして、説明の機会をいただきました。よろしくお願いいたします。

まず、事業概要でございますが、この案件については、チッタゴン管区のコックスバザール県マタバリ地区においてコンテナ及び一般貨物等の多目的深海港を建設するものとなっております。

実施機関についてはチッタゴン港湾庁、アクセス道路の部分が道路・国道部となっております。

事業内容でございますが、スライドの①から⑥に、このようにお示しさせていただいております。

本日ご報告が必要な点としましては、この赤字となっております①の部分というふうになっております。防波堤の整備と航路、泊地の浚渫の部分となります。

この案件につきましては、適用ガイドラインは国際協力機構環境社会配慮ガイドライン2010年4月版となっております。

カテゴリー分類についてはAとなります。

環境許認可でございますが、協力準備調査でEIAを実施し、環境影響評価案を作成中という状況でございます。この結果をもって、今後、環境局から環境許認可証明書を取りつける予定となっております。

主な調査項目はこのようなとなっております。環境影響については汚染、自然環境。

社会環境については用地取得、生計、それぞれこういった項目になっております。

また、一番下のところでございますが、浚渫土による水質汚染、生計への影響等、複数項目については、隣接事業でございますマタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業との累積的影響を考慮していくということになっております。

検討の経緯でございますが、今年の1月に全体会合、案件概要のご説明をさせていただきまして、4月にスコーピングのワーキンググループ、5月11日に助言の確定。

本日でございますが、事業スコープについてご報告を挟みまして、今月26日にDFRに関するワーキンググループを開催したいというふうに思っております。

予定では来月、11月5日に全体会合という予定となっております。

本日ご報告したい内容はこちらになります。この調査スコープの中に、①から⑥、左下のほうに書かせていただいておりますが、防波堤の整備や泊地の浚渫、多目的ターミナル、荷役機械等の調達、関連施設及び機材、アクセス道路、コンサルティング・サービスとそれぞれ分かれております。その中の最初の防波堤の整備と泊地の浚渫につきましてご報告になります。

この防波堤の整備及び泊地の浚渫の部分につきましては、地図で申しますと、こちらの赤塗りの部分ということになります。

このスコープにつきましては、隣接するマタバリ石炭火力発電事業との共同利用をする予定となっております。

もともと、この浚渫の工事については、隣接事業のもとで工事契約のスコープに含まれているということが一つ。ただし、その隣接事業の当初のスコープにおいては、航路幅が250m、水深が15.3m、追加部分ということで当初のスコープについては少し小さい範囲というふうになっております。

これにつきまして、あともう一つ、隣接事業の工事のほうが早く進んでおりまして、必要な資機材の搬入のために防波堤を早期に建設する必要があるという状況があります。そのために、今回両事業の実施機関の間で、このスコープに関しましては隣接事業のほうで実施をする、施工をするということで方針が合意された次第でございます。そのために、当初の調査スコープ、協力準備調査の調査スコープにおいては、この①の事業スコープについては、港の事業ということで整理をされていたところでございますが、実際の実施においては石炭火力の事業のほうで実施をしたいということで、実施機関間で調整を行ったという次第でございます。

これを踏まえまして、今後の対応でございます。

まず、先ほど少し言及させていただきました累積的影響に関しましては、港湾が完成することを念頭に検討を行ってまいりました。したがって、その隣接事業のもとで施行する対象を調査対象としない、非調査対象として切り分けるということは予定しておりませんで、この協力準備調査の中で作成するEIA及びRAPの案に含めたいというふうに考えております。

今後、10月26日にDFRに基づくワーキンググループを予定どおり開催したいと考えておりまして、この助言の対象についても調査スコープという意味では変更がなく、先ほどの①の部分も含めて助言の対象とさせていただくということで調整をしたいと思います。

また、その後、環境レビューについては、本調査に対する助言に基づきまして、隣接事業のもとで施行するものは隣接事業の環境レビュー対象として方針を説明し、両方の事業の実施機関に対して、それぞれ必要な対応を申し入れてまいりたいというふうに思います。

最後になりますが、隣接事業のもとで施行する範囲につきましても、上記の対応がとられることを確認できた後に着工していきたいというふうに思います。

今後、繰り返しになりますが、10月26日にDFRに関するワーキンググループを開催させていただきまして、11月5日に全体会で助言を確定するというスケジュールを想定しております。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ご説明に対して、ご質問や確認事項がありましたら。

○林副委員長 前に、スコーピングかDFRか覚えていないんですけども、このマタバリの案件で別のやつを見ていたことがあって、今回対象とされているのは、例えばページ24の①から⑥の①だけという話なんですか。

前に見た案件が⑤だと。要するに、個別に別々にやっているものなのか、それとも事業内容として①からセットになっているのかというところが確認したいのと、その隣接事業というのは発電所の部分だけの隣接のことを言っていて、例えばこの①から⑥で、今回①だけ見えていますよというんだとすると、その他の部分との関係というのはどういうふうに整理されているのかということをお聞きしたいと思います。

○原嶋委員長 重田さん。あわせてご質問して、あわせてお答えをお願いします。

○重田委員 今のご質問にも関連すると思うんですけども、今日はこの①のみの防波堤の整備などのご説明をいただいたんですけども、この②から⑥があって、他に経済特区とか、そういったもの隣接して将来的に建設されるのかということ。

やっぱり大きな目的というのは、この共同事業としてマタバリの火力の発電所と共同事業して、ここの石炭などを運んだりするのが大きなメインの事業になっていくのかということと、あともう一点は、ここのカテゴリー分類のAの中にも湾岸セクターの影響を及ぼしやすい特性として住民移転とか、そういう部分があると思うんですけども、そういうのは今回の対象にならないのか、その点のご説明がなかったので、ご説明いただければと思います。

○原嶋委員長 お二方のご質問、合わせてお願いします。

○浅野 担当しております南アジア四課の浅野と申します。本日はありがとうございます。

ます。

林先生におかれましては、スコーピングワーキンググループのときはいろいろと助言いただきましてありがとうございました。

いただいたご質問について、まず本日のご説明はスコープの①についてでしたけれども、もともとこの調査自体は、①から⑥のコンサルティング・サービスも含めてですけれども、このマタバリ港開発事業というものは、⑤番の道路の建設まで含めて全てセットで1つの事業ですので、準備調査もそれを含めて、全部含めて調査対象としてスコーピングワーキンググループのときもご助言を賜っていたと、まずはそれが1つ目です。その中で、事業のスコープとして、動きますよという説明を本日申し上げるという観点で①だけ焦点を当ててご説明をしたという次第です。

ですので、今月予定しておりますDFRのワーキンググループにつきましては、引き続きここにお示ししているスコープ全てに対してご助言、調査結果についてご助言をいただくということを予定しております。

隣接事業というのをどういうふうに捉えているか、大きく2点目のご質問というふうに理解しておりますが、隣接事業をどういうふうに捉えているかということについては、主にはこの石炭輸入港、港を共用するマタバリ石炭火力発電所を、これは港だけではなくて、ここから続いていく道路も隣接する部分においてはということですが、とも、と考えています。というのも、ご指摘ありましたとおり、経済特区開発なんかも周辺では計画されてはいるのですけれども、どこでどのような経済特区をするのかという具体化している計画というのは一つもなく、今情報をしっかり捉えて、累積的影響として分析ができるものとしては、ここで挙げているマタバリ石炭火力発電所の事業のみということで、主立った累積的影響としてはその部分を検討しますということで、スコーピングの段階でもご説明をしておりました。

それ以外の計画されているものについては、一般的に留意点として整理できるものについては言及できるかなとも思いますけれども、主立った累積的影響として分析をしているのは、この石炭火力発電事業のみということになっております。

○鈴木委員 住民移転に関してはどうですか。

○浅野 もちろん住民移転についても、この事業で発生する住民移転につきましては、住民移転計画であったり、そういう補償についても、もろもろ対象になっております。

○重田委員 その辺にもかなり住民が住んでいるということになっている、実際にここに住んでいらっしゃるんですね。

○浅野 程度については感覚次第ですけれども、住んでいるということは間違いないです。

○重田委員 あともう1点、ここの湾岸整備の、マタバリのことに関して、近辺で他の、例えば新興国が、中国とかインドとか、やっぱり同時に湾岸開発をしようとしているのか、そういう準備があるのか、そういう情報は持っていないんですか。教え

てください。

○原嶋委員長 その前に石田委員からご質問がありますので、今の点も合わせて調べてください。

○石田委員 私もマタバリのスコーピングのときは委員で参加させていただいて、議論して、若干うろ覚えになるので、それを訂正していただきながらと思うんですけれども、あのとき議論したときに、仕分けとして、マタバリ石油火力発電所と、それから付随するアクセス道路がコンテナターミナルの事業とは全く別のところを走るんです。一緒にすればどうかと提案したけれども、全然違う目的だからと言われて、別々のところでした。

だから、そのときスコーピングは、本当に石炭火力発電所と火力発電所から出る道路のスコーピングはせずに、コンテナターミナルに関連するものだけをやったと思うんですけれども、今回は一緒に全部やって、DFRを書いてということになると、そのスコーピングがかなり変わってしまっているんじゃないかということが少し気になるので、その点を教えてください。

○原嶋委員長 事実関係が共通になっていなくて、マタバリ火力発電所については、既に今年の5月だか何かにDFRの助言がつくられています。それとは別に、マタバリの港湾開発については、スコーピング段階の助言が確定してしまして、隣接する2つの事業が、段階が違う状況にあって、1度ずつこの会では議論されて、一定の対応をしていると。

今回は、そのピンク色の3つの部分が、実は火力発電所の一部ですよというふうにおっしゃっているわけですね。だけれども、火力発電所については、もう既に助言委員会はDFRの審議を終わってしまっているのので、その段階では、そういうことを考慮せずに議論してしましたので、1点そこで問題がありますし、それともう一つ、港湾のほうのスコーピングの段階でも、その点を考慮せずにスコーピングの助言を議論したので問題がある。その2つに問題が起きているんですね。

一応、全体の流れとしてはそういう流れです。

○高橋 ありがとうございます。事実関係としましては、まず両方の事業の実施のタイミングがちょっと違っているというのはご指摘のとおりで、マタバリの火力発電所のほうについては、既に助言が確定しているという状況と承知しています。港湾のほうについては、スコーピングの助言をいただいているというところかと思います。

港湾のスコーピングの対象となった事業スコープの中に、こちらのピンク色の部分も含めて助言をいただいております、それを踏まえて調査を進めてきたという経緯がございます。

ただ、実際の工事の実施に関しましては、その浚渫の工事というのが当初火力発電所のほうで行っていたということもございまして、かつ火力発電所の工事のほうが進んでいるということもあり、資機材の搬入等で早期にその防波堤、あるいはその浚渫

工事を進めていくという必要性が高いということを踏まえまして、調査のスコープとしましては、港の事業の中で協力準備調査を進めてきたところだったんですけれども、実際の工事の契約、施行については、火力事業のほうで今後実施したいということで、両方の事業の実施機関の間で調整がなされているという状況でございます。

○原嶋委員長 JICA側としては、若干タイミングはずれているけれども、ピンク色の部分についてもスコーピングとDFRの段階で助言のプロセスを経るので、タイミングの問題はあるけれども、全体としてはカバーしているんじゃないかという理解ですか。

○高橋 はい、そういう理解でございます。

○原嶋委員長 それとは別に、重田委員から、何か周辺の開発事業でしたっけ、その質問がありました。

○高橋 周辺の他の事業、他国のドナーであったり、他国による開発計画の有無に関しましては、現時点では我々、確定した事業計画については承知しておりません。

○重田委員 日本の単独で支援が行われることになるという。

○高橋 こちらの案件については、円借款の単独融資ということになります。

○重田委員 わかりました。ありがとうございます。

○浅野 石田委員への質問への回答がまだ不足しているかなと思うので、少しだけ補足をさせていただきます。

スコーピングの段階で含まれていないものまで、今、調査の対象に含まれているんじゃないかというご指摘だったと思います。特にその道路の部分でということだと思うんですけれども、累積的影響につきましては、その共同利用する部分、本当に近接する部分を中心に取り上げますということで、念頭に置いているのは港のみと。

ワーキンググループ、スコーピングの段階でも道路を1つにまとめられるんじゃないですかとか、そういったご指摘を受けたんですけれども、全く規格の違う道路ですので、そういったことはせずに別々に建設をしていますと。

ここから、実はこの地図にはないんですけれども、ここをもっと東に行ったところで本当に並走するような場所があるので、そういったところでは住民の往来であったり、そういった部分について累積的影響として検討する必要があるかもしれませんということで、そういった議論をしておりましたので、それを念頭に、港以外も近接する部分はこのように申し上げておりました。

したがって、スコーピングワーキンググループでお話したときから調査対象が広がっているといったような事実はございません。

○鈴木委員 私も港だか石炭火力だか、どちらかのワーキンググループでやったんだけれども、一番心配していたのは、浚渫した浮き砂を捨てに行くのが南のほうの、鳥の保護区の沖のほうだったんですよ。それはどっちで見ることになるんですかというのが。それはもう火力のほうが進んでいるから、火力が航路を掘ったんですか。それで、そのときには堤防の話は出ていたんですか。というのも含めて、浮き砂の対応

はどういうふうに考えていたのというのを教えてください。

○浅野 まず、浚渫土の沖捨ての話ですけれども、こちらは火力事業の、今契約している薄い色のほうの航路を掘る分には、海上に土砂を捨てるという計画はなくて、全て陸上のほうに投棄をするという計画で進めておりまして、その火力事業のほうのEIAの段階での助言をいただいた際にも、そういった説明でそのまま助言をいただいていると。

なので、ご質問あったように、今回の調査は、その航路全て、完成形まで含めたときに、工事の段階で、それから維持浚渫の段階で土砂をどういうふうに処理をするのか、影響が出るのかという議論をしておりますので、今回の調査、DFRの段階でご指摘いただいたような海上での土砂の投棄、それからその周辺への影響というのは報告書の中で議論をしております。

○鈴木委員 報告書の中で議論をしている。

○浅野 はい、しております。全て……

○鈴木委員 それは、この港開発のほうで議論しているということね。

○浅野 港開発のほうで議論をしております。というのは、石炭火力発電所の計画の段階では、海上投棄というのは全く想定していませんでしたし、現段階でもそういった計画はない。この拡幅する分から出る土砂のみ、海上のほうに投棄する計画になっている。

○鈴木委員 そうすると、今、火力の発電所の燃料は船で運ぶわけでしょう。それで、そっちのほうが進んでいるわけでしょう。その航路は掘らないで石炭を持ってこられるという話になるんですか。

○浅野 今ご指摘いただいたのは、その浚渫した砂が周辺の海域に……

○鈴木委員 浚渫した砂は陸に揚げると言ったんでしょう、あなたは。

○浅野 そうです。

○米田副委員長 スコーピングのとき主査をしていたんですが、私の記憶だと、スコーピングのワーキングのときの説明では、石炭港は今浚渫している段階ということで、まだ火力発電所は始動してない状況だったと思います。

○浅野 その状況は現在も変わりません。

○米田副委員長 そういう状況だということですよ。

それで私が聞きたかったことは、つまり2つの事業の、その港湾の事業の港に関する部分だけ火力のほうに移しますよというお話だと思うんですが、それはその港湾の事業を早くやるために火力の事業に移すというお話だと思うんです。

今やっている手続は、全く同じところまではやるという話で、なぜその事業が変わると実際の実施が早くなるのかというところを私は説明していただきたいなと思ったんですけれども。

○浅野 確認なんですけれども、「早くする」というのは、火力発電その事業の港の

建設というのを早くするということですか。

○米田副委員長 いえ、今回のこの部分、赤い部分を早くやるために事業を移すということではないんでしょうか。私はそういうふうに理解したんですけども。

○高橋 現状、火力事業のほうで浚渫工事をもう実施中でございまして、工事契約が締結済みでございます。その当時、火力事業の契約が締結、調達が進む前の段階においては、こちらの防波堤の整備については、当初、航路幅が250m、推進が15.3mということで契約、スコープが同意されているわけなんですけれども、今回、防波堤の整備及び航路、泊地の浚渫を追加で行う必要があるという状況を、港事業の中で確認をしてきているというところでございます。

現状、その工事契約が既に火力事業のファイナンスのもとで存在しており、実施中でございますので、契約の手続という観点では、そちらの契約に追加契約をすることが経済的には一番合理的で、時間も短くできるということかと思えます。

○米田副委員長 つまり、今やっている浚渫、あるいはその石炭積み上げ港をつくるというような工事をそのまま拡張するというか、そういう形でこちらの追加でつくる港湾とかもつくってしまうという、港湾とか追加の浚渫もそこでやってしまうと。

○高橋 そのとおりでございます。共同利用するスコープに関してというところでございますが。

○寺原委員 私は四、五年前にここに行ったことがあって、非常に懐かしい話で聞かせていただきました。幾つか質問があるのは、前の経緯を存じ上げていないのですけども、その今のお話は、航路が250mだったのを350mにすること、100m分だけ移すということですか。100m分の幅の工事のお金を隣接事業であるマタバリの火力のほうに移すということなののでしょうか。それとも航路全体の工事の作業をマタバリの石炭火力のほうの事業にくっつけるということなののでしょうかということが一つと、マタバリの石炭火力のほうは、実施機関が電力関係の省庁だと思うのですけども、こちらの港湾のところはチッタゴン港湾庁になっていますよね。その隣接事業のほうに移したときに、港湾関連の省庁、ここですね、チッタゴンの港湾庁というのはどういうふうに関与されるのでしょうか。

○浅野 まず1つ目のご質問ですけども、事業のスコープ、そして移す範囲が100mなのかというのはご指摘の通りです。ただ、説明申し上げていたとおり、もともと250m分については火力事業のほうの契約に含まれておりますので、最終的には350m全てが火力発電事業のもとで工事されるというような状態です。

2つ目の管理についてですけども、回答の前に1つ確認させていただきたいんですけども、管理というのは、施工中の管理ということですか。

○寺原委員 実施機関ということです。事業の実施機関が港湾庁も、マタバリ石炭火力発電所事業のほうには、実施機関のほうにチッタゴン港湾庁が入っているのかということです。

○浅野 いえ、火力発電事業のほうには、その石炭火力発電の会社のみが実施機関となっていて、もともと幅250mの航路を掘るという計画の段階から、そういった実施機関、実施体制になっておりますので、そこについては変わらない体制で行うという予定です。

○原嶋委員長 あと、鈴木委員のご質問が、まだしっかりと対応できていないような感じですけども。お答えを考えてください。

先ほど申し上げたとおり、全体としては、若干ずれているけれども、今回のドラフトファイナルレポートの助言委員会において、全てをカバーする形で助言のプロセスは経ると、そういう理解ですね。それがガイドライン上許されるかどうか、私も若干の疑問がありますけれども、一応、手続としてはそこで全てを包み込んで、プロセスを経ているということで我々に理解してほしいと、そういう趣旨ですよ。

○浅野 ご指摘のとおりです。ですので、そういった環境面であったり、社会面から皆様のご助言をいただかずに工事をしたり、想定していなかった土砂の投棄をしたりということは全くないということです。

○原嶋委員長 鈴木さん、大丈夫ですか。

○鈴木委員 それは、そうやってできるんですか。

○島委員 話が見えてきたんですけども、そうすると、全部このスコープで①から⑥までを助言するんですけども、①は隣接事業になりますよという話で、そうするとちょっと気になるのは、例えば、①で言った助言は、別の実施機関だから、最終ページでちゃんと対応を申し入れると書いてあるんですけども、本当に対応が、申し入れてあっちが聞いてくれるのかということと、例えば①と、あと②から⑥で連携が必要な助言が仮に出てきたとすれば、その両事業の実施機関で調整した上で対応を検討する必要があるということになると思うんですけども、そこら辺の困難さというのはどういうふうにお考えでしょうか。

○高橋 ありがとうございます。最終ページに記載をさせていただきましたとおりで、それぞれの実施機関に対して、環境レビューの結果について申し入れをしていくという方針であります。

ただ、調査としては、その港の事業の協力準備調査という枠組みの中で実施をさせていただいて、その中の①の部分だけが火力の事業のほうに移り、その部分の環境面の必要な申し入れというのも、火力の実施機関に対して我々JICAとして申し入れをしていくということになります。

実際の両方の実施機関及びそれぞれの監督省庁との間では、この火力事業と港湾事業に関しては、隣接して共同利用するコンポーネントもある状況でございますので、調整委員会という形でバングラ政府の中で枠組みが成立しておりまして、そこでさまざまな、環境面に限らず必要な調整というのは行っているという状況でございます。

その進捗に関しましても、私ども今後の環境レビュー、あるいは円借款の審査のタ

イミングで必要な確認、申し入れをしてまいる所存でございます。

○木口委員 まず、情報提供なのですが、NGOと財務省の定期協議というものをやっているんですけれども、先日、その場で田辺委員から、この石炭火力発電所のほうの事業で、住民の方がいろいろな異議を申し立てているですとか、それから工事によって被害が出ているとか、約束された雇用関係のいろいろな再就職ですとか、それから研修、職業訓練などが履行されていないということで何度も抗議のデモが起きているということで、この状態がガイドライン違反ではないかというような疑義が呈されていたということをまずお伝えしたいんですが、こういう話が現地から、その隣接している事業で出ている中で、現在この手続を、今いろいろ皆さんご意見がありましたけれども、こういう形で進められることをJICAさんのほうでは問題ないと考えていらっしゃるのでしょうか。後半は質問です。

○原嶋委員長 これは審査部のほうからまとめて。ガイドラインに合っているかと、その点についてのお答えを要点だけ。

○永井 まず、ガイドラインに合っているかというのは、まず前段のこの枠組みですか。この一部のスコープを火力に持っていくということのガイドライン上のことということですか。

○原嶋委員長 それも含めて、はい。

○永井 まず、ガイドライン上の観点からすれば、協力準備調査を助言委員会にご説明するというのはルール上ありますので、スコープについては、特段、今回は港のコンポーネントに①も含めてドラフトファイナル段階で助言をいただくという形で問題ないと思っています。

今後、環境レビュー方針を説明することになると思うんですけれども、そのときは①のスコープを落とした形でレビュー方針を説明させていただきたいとは思っています。

要は、調査とレビューを分けて今回考えさせていただいて、ガイドライン上は協力準備調査を助言委員会に付議するというので、今回はご説明させていただいて、①も含めて協力準備調査を付議させていただくと。今回はレビュー方針ということで、今後説明する際は、①のコンポーネントは落とす形で説明させていただけたらなと思っています。

別途①については、マタバリ火力の事業スコープの変更という形で審査の対象になってくるというふうに考えております。

これは、審査の段階では2つに分けざるを得ない。①についてはマタバリ火力の事業スコープの変更のところで見る。②から⑥については、マタバリ港の環境レビューとして見るというふうに、審査段階では分けざるを得ないというふうに考えています。

○原嶋委員長 ガイドライン違反ではないかという、それは周辺事業ですか。この事業ですか。

○木口委員 石炭火力発電所の事業のほうで、現地からいろいろな異論が出ているということを聞いています。

○原嶋委員長 その点について、全てではなくて、問題点については認識をされていると。

○永井 個別の事象ですので、これは事業部のほうから回答させていただいてもよろしいですか。個別の案件の、実際に協議会に南アジア部は出ておりますので。

○原嶋委員長 そうですか。じゃ、かいつまんでだけ、ポイントだけお願いします。

○高橋 ありがとうございます。本日、JACSES、田辺委員はご不在ということだと思うんですけれども、私ども8月にそういったご指摘を、書面では6月に頂戴いたしまして、それで8月に個別に面会をさせていただきまして、JACSES様からいただいたご指摘、情報を踏まえて、現地でどういったことが起きているのかというのも確認をしてまいりました。

本日のこの議題とは少し違う 이슈かなと思いますので、簡潔にご報告、ご紹介をさせていただくことでお許しいただければと思うんですけれども、JACSES様からいただいたご指摘というのは、提携をされている現地のNGOからの報告ということで、まずこのマタバリ石炭火力発電事業のほうが実施されたことに伴って、その周辺の地域で浸水の被害が深刻化しているという点でございます。それが1点。

あともう一つは、このマタバリ港湾ではなくて、火力の事業のほうで影響を受けた住民の皆様の補償及び生計回復のプログラムが進捗していないのではないかと。結果、住民移転を強いられた皆様、あるいは生計回復プログラムの対象となっている被影響住民の皆様が十分に生計回復をできていないという2つのご指摘が主な点であったと思います。

それぞれJICA、私ども本部と現地事務所が事業サイトを視察しまして、状況について確認をしてまいりました。

まず、浸水害被害につきましては、事業実施機関としても、住民の意向に沿う形で支援をするということで確認をとっております。

浸水害について、事業実施前と事業実施後において大きな変更があったかという点でございますが、もともとその周辺の地域というのはエビの養殖であったり、漁業を営んでいる方々というのはたくさんいらっしゃいまして、実際にその事業サイトのすぐ脇においても漁業を引き続き営んでいる方々がいらっしゃいました。

実施機関のほうでは、住民の要望を踏まえて、水門を増設する等の対応をとっているわけなんですけれども、必ずしも事業を実施したことによってその浸水被害が深刻化したという状況というのは確認ができませんでした。というのが一つ。

もう一つ、職業訓練の状況でございますが、こちらにつきましては実施機関が直接行っているというよりも、現地で契約をしている現地のNGOを通じて生計回復のプログラムを実施しているところでございますが、こちらについてどういった形で周知を

しているか、あるいはその生計回復プログラムを受講された住民の方々のその後の就業状況等についてどのように把握しているかということを確認をしてまいりました。

事実関係として、確かに十分にまだ生計回復プログラムの受講が進んでいないというところはある状況ではございますが、他方で、これはあくまで住民の意思を踏まえて、その生計回復プログラムを受講したいかどうかというのは、それぞれの対象者の意思を踏まえてやっていくというところでもございますので、引き続きその生計回復プログラム受講について勧奨していくということで、その努力を一層するようにということで実施機関との間で合意をしております。

そういった状況もございますので、必ずしも実施機関の不作为で生計回復プログラムが十分に実現できていないということでもないのかなというふうに思っております。そういう意味では、環境ガイドラインの違反に当たるというふうには言えないのではないかと考えております。

○原嶋委員長 わかりました。それでは一応、今2点についてご説明いただいて、鍵を握るのは10月26日のDFRのワーキンググループで、現状3名の方がアサインされておりますけれども。石田さんがキャンセルされていなかったですか。

○米田副委員長 谷本さんが。

○原嶋委員長 谷本さん。じゃ、4名ですね。場合によってはもう少し、以前のワーキンググループに参加された方にも幅広に参加を許していただいて開催するという方向で。鈴木さんは過去2回とも、両方出ているんで、もしあれであれば。

○鈴木委員 僕、出ようと思っています。26でしょう。

○永井 鈴木委員、10月26日にワーキンググループにご参加ということでよろしいですか。

○鈴木委員 ええ、許されれば。

○永井 別に全然。

○原嶋委員長 村山委員。

○村山委員 資料を見る限り、実質的にはカバーされていると考えていたんですが、今出ているスライドの4ポツ目に書いてあるように、②以降とは別に、①についてもレビュー方針については説明されると理解してよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 分けるけれども、説明されるかというところですね。分けるのは構わないけれどもということですね。

○村山委員 それがないと。

○永井 レビュー方針は一緒に説明します。ということでよろしいですね。

○村山委員 一緒なんですか。

○永井 レビュー方針は一緒に説明します。ただ、その後、実際に審査になると、やはり分けて、向こうの実施機関がそれぞればらばらなので、それぞれ協議をしなくてはいけない。

○原嶋委員長 さっき、レビュー方針は別と言っていたよ。

○永井 すみません。じゃ、私の誤りです。申し訳ございません。

○村山委員 了解しました。

○米田副委員長 レビュー方針（自体）は別なんですね。

○原嶋委員長 レビュー方針は一緒にやると。

○米田副委員長 説明は一緒にやるということですね。

○永井 レビュー方針は一緒にやります。

○原嶋委員長 さっき別とおっしゃった。

○永井 審査は別です。すみません、言葉遣いを間違えました。

○原嶋委員長 よろしいですか。

それで、場合によっては鈴木委員他、あまり多くてもあれでしょうけれども、可能な範囲で受け入れていただいて、少し議論を深めていただくという形をとっていただければと思いますけれども。

○高橋 承知しました。

○原嶋委員長 ということでよろしいでしょうか。

すみません、時間が押してしまって。私の進行の不手際でございます。

じゃ、その他。

○永井 事務局から別件でもう1件よろしいでしょうか。

環境ガイドラインのレビュー調査ですけれども、以前、10月以降の全体会合で中間報告書をご説明させていただくと申し上げておりましたが、情報が結構たくさんありまして、整理に手間取ってございまして、ご報告は12月ごろになる予定でございます。

ご報告まででございます。よろしくお願いいたします。

○木口委員 その件で、その後の予定ですよ、報告書が出てから一応予定されていた、場合によってはパブリックコメントもというような話がありましたけれども、その予定は詰まってしまうということなんでしょうか。

○永井 そこは、まだその先が見えていないんですけれども、手続として何が待っているかというと、仮に12月に報告したら、前回ご報告したのは2カ月、12月と1月に、また全体会合2回ご報告させていただくということをご説明させていただいていました。

その後、ドラフトファイナルレポートの段階でまた助言委員会に説明させていただくという形の2回で、そのドラフトファイナルレポートのタイミングがいつになるのかというのは、まだ見えてはいないです。前回では3月ごろとご説明した記憶があるんですけれども、それがもしかしたらずれ込む可能性はある。

何にせよ、ドラフトファイナルレポートの段階で、また全体会合でご説明させていただく。

あわせて、パブリックコメントも、ある程度まとまったところでさせていただくということを想定しています。タイミングについては、すみません、中間報告がちょっ

とずれ込んだもので、その後どうなるかというのはまだ見えていませんが、手続は行います。

○木口委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 確認ですけれども、10月26日のワーキンググループの参加については、もう少しメールを通じて確認していただいて、幅広目に受け入れていただいて、ご意見を取り入れてください。

ということで、一応その他は終わりでよろしいですか。

では、最後で、スケジュール確認をお願いします。

○村瀬 それではスケジュール確認いたします。次回96回目の全体会合は、11月5日の月曜日14時から、場所は今回と同じ113会議室になります。

よろしくお願いします。

○原嶋委員長 すみません、大変時間を押してしまいまして。

それでは、今日の全体会合、これで終わりにします。

どうもありがとうございました。

午後5時16分閉会